

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年9月14日（第3日目）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

昨日に引き続き、ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

まずは、日程に入るに先立ち、昨日の升沢委員の質疑に対し、岩渕教育次長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

昨日の升沢委員のご質問の一般会計の歳入に係る分ですが、決算書32ページ、6目教育費県補助金の一番上にあります地域学校協働活動推進事業補助金148万円の充当事業について、説明に誤りがございました。教育振興運動に関わる分ということで、各実践区の団体に対する補助金が該当するというお話をしておりましたけれども、こちらにつきましては、交付はしておりますが、この事業費には充当されておりました。

この事業に充当されている内容について改めてご説明いたしますが、3つほどございまして、学校支援活動、放課後子ども教室、家庭教育支援に対する充当ということで、学校支援活動につきましては、平泉小学校、長島小学校それぞれ両校に、コーディネーターということで地域教育コーディネーターを配置しておりますが、こちらの謝金ということと、それから、放課後子ども教室につきましては、学習アドバイザーの謝金、さらには、中学生を対象とした郷土芸能体験講座、達谷窟毘沙門神楽の指導者への謝金、それから、各行政区で行われております地域学習平泉学、こちらの講師謝金、また家庭教育支援におきましては、親子ふれあい教室と、あとは家庭教育学級、それぞれ学校単位で行われている事業につきましては講師謝金、そして、教育振興運動の広報紙であります「きょうしん」の印刷製本費、これらの事業が充当されている事業でございます。おわびして訂正いたします。すみませんでした。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程に入りたいと思います。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。
直ちに本日の日程に入ります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程第1、認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

おはようございます。

それでは、認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算額は、収入済額8億5,688万4,767円で、昨年に比べ金額で2,459万7,314円、率で2.79%の減、支出済額は7億8,310万7,228円で、昨年に比べ金額で2,327万5,690円、率で2.89%の減になっております。

それでは、決算書の167ページ、168ページをお開きください。

令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 1 億5,095万9,330円、273万1,000円、890万7,567円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 5 万4,800円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金243万8,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金 5 億7,331万2,316円。

5 款財産収入、1 項財産収入 2 万8,918円。

6 款繰入金5,293万9,942円、1 項他会計繰入金5,293万9,942円、2 項基金繰入金ゼロ円。

7 款繰越金、1 項繰越金7,509万9,163円。

8 款諸収入205万2,298円、1 項延滞金、加算金及び過料145万2,045円、2 項雑入60万253円。

歳入合計 8 億5,688万4,767円。

次に、歳出でございます。

169ページ、170ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略とさせていただきます。

1 款総務費1,942万9,044円、1 項総務管理費1,597万3,735円、2 項徴税費339万3,109円、3 項運営協議会費6万2,200円。

2 款保険給付費5億4,053万8,770円、1 項療養諸費4億7,997万589円、2 項高額療養費5,867万7,551円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費126万630円、5 項葬祭諸費63万円、6 項傷病手当金ゼロ円。

3 款国民健康保険事業費納付金1億8,767万6,577円、1 項医療給付費分1億2,360万3,537円、2 項後期高齢者支援金等分4,926万744円、3 項介護納付金分1,481万2,296円。

4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費1,861万5,639円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金1,660万4,918円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金24万2,100円。

7 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

8 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金180円。

歳出合計7億8,310万7,228円、歳入歳出差引残額7,377万7,539円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

171ページから187ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。発言の際は決算書のページをお示してください。

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

171、172ページ、国保税の歳入の件についてなのですが、成果報告書136ページですが、コロナ禍で、国保税もなかなかこれは大変だと。それで、136ページには減免申請の件数が、申請が52件、決定が33件というふうになっています。この内容について、これ6割ほどですよ、52件申請して33件ですから、なぜこれはこの決定数が6割だったのかなと。つまり4割の方はなぜ決定されなかったかなという点です。

それから、減免で国庫からも入っているはずですが、国で充当するという事になっていましたので、243万円ですね、その辺のところの制度といいますか、その辺もお知らせいただきたいです。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

それでは、まず、国民健康保険税の減免のことについてお答えをいたします。

今回の減免につきましては、対象者は世帯主の方になりますけれども、要件がございまして、世帯主の方が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合は保険料を全

額免除、そして、また新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が前年より10分の3以上減少した場合は、保険料の一部を減額ということになっておりまして、今回の申請があった方々は、後のほうに言いました収入が前年より10分の3以上減少した場合の一部減免を適用しております。申請は52件ございましたけれども、そのうち33件は、世帯主の方の収入が10分の3以上ということで減免をいたしました。残りの方々につきましては、いろんな理由がありますけれども、一つ大きなものは10分の3以上の減少になかった、あとはコロナの影響での減少ではなかった、もともと非課税であった、つまり引くところがもうないので減免はできないということで、それで6割ぐらいの減免になったということでございます。

また、こちらの健康保険者の減免につきましては、国庫の補助が入っております。国庫の補助につきましては、決算書の174ページにございます国民健康保険災害等臨時特例補助金、こちらのほうで6割をまず補填ということで来ております。

もう一つは、残りの4割につきましては、下のほうにいきますけれども、県支出金の2節の特別交付金というところがございますけれども、ここの特別調整交付金分市町村分、こちらの1,115万7,000円のうちの156万3,000円が国民健康保険税の今回の減免分として交付を受けております。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

決算書のほうは182ページ、2款の保険給付費の中の1項2目退職被保険者等療養給付費につきまして、昨年度からかなり額が少なくなっていると。成果報告書の中の137ページの中にも、保険給付の状況ということで、退職者分が件数、額ともかなり減額になっている。こういった理由でこれぐらい減額になったのかということ、よろしく願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

退職者の分の退職被保険者等の療養給付費の関係でございますが、これにつきましては、令和元年度で終了というふうなことで、令和2年3月分が令和2年度の分として給付になっているということで、額が非常に少ない状況になっているというところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

ないようでしたら、進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、進行いたします。

以上で令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程第2、認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額は、収入済額9,032万844円で、昨年に比べ金額で498万8,566円、率で5.85%の増、支出済額は8,960万3,503円で、昨年に比べ金額で549万7,766円、率で6.54%の増となっております。

それでは、決算書の191ページ、192ページをお開きください。

令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料6,377万700円、ゼロ円、43万9,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万300円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,502万7,503円。

4 款繰越金、1 項繰越金122万6,541円。

5 款諸収入24万8,800円、1 項延滞金、加算金及び過料ゼロ円、2 項償還金及び還付加算金24万8,800円、3 項雑入ゼロ円。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金3万7,000円。

歳入合計9,032万844円。

次に、歳出でございます。

決算書の193ページ、194ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費540万9,661円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,409万2,042円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金10万1,800円。

4 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計8,960万3,503円、歳入歳出差引残額71万7,341円。

以上、ご審査のほどよろしく願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

195ページから199ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

195ページ、歳入でありますけれども、まず、成果報告書138ページ、先ほど国保のことを聞きましたが、同じく減免申請の件です。申請36件、決定21件、先ほどと同じように、この内容についてお聞きしたいと思います。

それから、後期高齢の場合、不納欠損というのはないのですけれども、この辺の理由をお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

主要成果報告書138ページの収入の下段のほうになりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、かつ一定の要件を満たした被保険者に対して実施した減免額を差し引いた金額であるということで、申請数が36件、決定件数が21件と、15件が決定にならなかったということの説明でございます。

こちらにつきましては、フローチャートがございますが、基本的には新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負ったとか、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者の収入が減少したといった、そういったフローチャートのとおりながら聞き取りをしながら、それに該当しない場合と。つまり、先ほどの国保と同じでございますが、こういったコロナではなくて単純に減少しましたよとか、そういった申請、問合せがあったために、それに基づいて申請がありましたが、内容を審査した上で該当にならなかったということになります。

続きまして、不損ではないのですが、収入未済額の件でよろしいでしょうか。

なぜないのかというふうな話なのですが、該当するような内容がなかったので不納欠損がございませんということになります。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

ないようでしたら、進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

では、進行いたします。

以上で令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程第3、認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算額は、収入済額6,423万2,419円で、昨年に比べ金額で310万6,436円、率で4.61%の減、支出済額は6,111万5,162円で、昨年に比べ金額で483万2,351円、率で7.33%の減になっております。

それでは、決算書の203ページ、204ページをお開きください。

令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款使用料、1 項施設使用料2,244万4,350円。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金3,655万8,000円。

3 款繰越金、1 項繰越金139万1,342円。

4 款諸収入、1 項諸収入383万8,727円。

歳入合計6,423万2,419円。

次に、歳出でございます。

決算書の205ページ、206ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費6,111万5,162円。

2 款諸支出金、1 項償還金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計6,111万5,162円、歳入歳出差引残額311万7,257円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

207ページから211ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言を願います。

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。

207ページ、繰入金3,655万8,000円。令和3年の予算が3,000万円でしたよね、さきに説明されていますけれども。平成20年から繰入金があります。合計額が今年度の予算3,000万を加えて幾らになるか伺います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

悠久の湯平泉温泉が開館してから、一般会計からの繰入金の合計という質問だと思います。

繰入金が始まったのは平成20年からということになりまして、現在まで毎年、繰入金を入れております。合計金額が2億6,895万8,000円という金額になっております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

それに足すことの予算で3,000万ですね。そうすると、合計が2億9,895万8,000円。あと1万400円何がしを加えると3億円になるのです。これ実は、決算書の78ページで質問しようと思っていたものを飛ばしてしまいました。これは、平成20年から何かしらかの検討、検証がされていたと思うのですけれども、このままでいくのでしょうか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、繰入金の合計につきまして、先ほどお話がありましたが、令和2年度にさらに300万というお話でございましたが、もう既に300万を入れての合計が2億6,895万8,000円という数字になっております。

平成20年度から毎年繰入金を入れている中で、何か対策とか、そういう検討をされているかというご質問だと思いますが、当然ながら繰入金、本来であれば、収入、支出、いわゆる入館料などを含めた使用料、そういったもので歳入歳出が合えばよろしいのですが、それがなかなかできない状況になってきたことから、やはりキャンペーンで、まず人に来てもらうと。10万人というふうな数字を目標にしながら、毎年やっておりました。というのは、平成13年あたりからの黒字の部分を見ますと、やっぱり10万人を超えて、最低3時間以内が500円というような数字でやっていけば何とかかなかなというような形を持っておりましたが、近隣の市町村の温泉などもござ

いまして、動線上、多くが便利な場所にあるので、町民の方を含めて利用していただきたいというふうなこと、それから福祉という観点も含めながら、皆さんに利用しやすいような環境をつくりたいということで、毎年様々なキャンペーンや、それから広告、いろいろ旅行雑誌などのそういった部分にも掲載させていただきましたし、地域では様々な、るんるんもそうですが、近くの商店とか、飲食店を使った場合に割引制度を出すとか、そういったのをずっと継続しているわけではないのですが、その時々で、やはり中を精査しながらキャンペーンを実施してきたところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

では、10万人に対して、昨年度は幾人の利用者があったのでしょうか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

昨年度におきましては、入館者数についてということなので6万3,156人と。ちょっと付け足をさせていただきますが、コロナの影響が非常に大きいということで、例年よりも3万人近く入館者が減ったというところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

3番、猪岡委員。

4回目ですが、特別に許可いたします。

3番（猪岡須夫君）

たくさんあったのです。まとめなくてすみませんでした。

令和元年度に源泉ポンプ購入で110万円を支出していますけれども、修繕はなかったのでしょうか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

令和元年度にポンプの購入をさせていただきましたが、その前年度にポンプの入替え工事をさせていただきました。実は、ポンプというのは、1台は当然稼働しておりますが、その翌年度にポンプは購入しております。というのは、ポンプに故障があったときにはすぐ入替えができるように、予備を必ず1台保有しております。でなければ、ポンプに異常があったときには、それから発注しますともう1か月、2か月は、特注になりますので、その間休館、開館できないということになりますので、ポンプの入替えをするのは、もう既に予備を入れた上で、翌年度に予備がないので、また1台購入しているということになります。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

この健康福祉交流館の他会計からの繰入金については、非常に大きな課題として、この間も議論を積み上げてきたわけです。それを受けて、町としても、ソフト面あるいはハード面での構造的な課題に対する対策を展開をしてきたわけです、様々なサービスの在り方を含めて。そして、昨年度には、この現状を改善するためにプロジェクトチームを結成をしたわけです。

しかし、私は、この間も皆さんに訴えてきましたように、抱えている構造的な課題解決には、目先あるいは小手先の対応だけではいかんともし難い現実があるだろうというふうに思います。この間も私は訴えてきましたけれども、他会計からの繰入金のほぼ全額に見合う額が、人件費として消えているわけです、この間の赤字になって以来の経営状況を分析してみると。そのためにも、私は声を大にして訴え続けてきたのは、やっぱり外部のコンサルタントなどを含めた経営分析をしっかりと行って、体制立て直しをすべきではないですかと、このように訴えさせていただきました。

それに対して、去年の6月の議会でしたか、去年の3月議会で当時の町民福祉課長は、外部のそうした機関の活用も検討すると、このように答えたわけなのですけれども、まず本気になって健康福祉交流館、ここが抱えている構造的な課題を抜本的に解決をするという強い意志があるのでしょうか。まず、そこをお伺いしたい。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま委員がおっしゃったように、私のほうから、以前の質問に対しても、その提案に対して、そういったことも含めながら対応させていただくという答弁をさせていただいております。

そういった中で、本年の年明け前にご相談を申し上げまして、現在、それが進行中であることでありますが、今般、こうしたコロナという、別にコロナに全面的に押し付けるわけではありませんので、その辺は誤解されないようにお話ししたいと思いますけれども、いずれそういった部分で、若干その協議が進んで、まだ正式にご提案をされてきていないのも事実であります。

しかしながら、そういったことも含めながら、一つは、私は町民温泉という、例えば、新たなご提案が出てきた中でも、町民温泉の果たしている役割、内容というのは、内容的には私はすばらしいものがあるというふうに思っております。そういった中で、今の町民温泉の機能が失われないような形で、当然内部の様々な機器も老朽化してきているわけですから、それも結局、計画的に更新をしていかななくてはならない部分も出てきますので、そういった部分も含めながら、大所高所からこのことは検討させていただいているところであります。そういう部分で、今、検討させていただいておりますので、一般会計からどんどん組み込むという、そういうのは仕方ない

のだというような考えではありません。少なくともこれを縮小させる、より健康交流館として機能が充足する段階で、ある程度の負担もあったり、あるときは黒字だったり、そういった時代もありましたし、そういった部分は、議会の皆さんとも、また町民の皆さんともしっかり向き合って、町民温泉の在り方というのは、さらに今後、位置づけも検討させていただきたいというふうには思っております。いずれ、現在、ホテル武蔵坊と、先ほどのポンプのこともなのですが、折半していろいろ維持は負担させていただいております。それは、武蔵坊にとっても、そして、町にとっても、これは有益なことだというふうには思っております。いろんな温泉経営が他の市町村でもいろいろありますけれども、一つの湯を二人で分湯しながら、そして、施設もお互いに出し合いながらやれる、お互いに持ちつ持たれつという部分もありますが、そういった意味では、今後もさらに注視しながら、運営に当たっては最新の注意を払いながら運営させていただきたいというふうには思っております。

以上であります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

外部組織の活用について現在進行中ですということですから、それはそれで、その結果をしっかりと待ちたいというふうには思いますし、今、町長が述べられた他会計からの繰入れの縮小については、これはもう誰しもが望むところでありますから、そういう立場で、この間、議論をしてきましたし、また、町長が今、答えられた町民温泉の役割、課題、こういったものを理解できるだけに、この間も議論したように、第三セクター化なり、あるいは廃止という道ではなくて、町自身が存続の道を選んだわけですから、だとすれば、存続させるために、やっぱり場合によっては身を切る思いも必要になってくるのではないかと、そんなふうには思います。

そこで、外部組織機関の検証結果をただ待つということではなくて、現状の町民温泉の中で何か改善できるようなものが、あるいはそこに手が届いていないものがないのかということ、今、できることとして考えてみる必要があるというふうには思うのです。

それで、お忙しい中、健康福祉交流館の光熱水費にまつわる上下水道の使用料のデータを頂戴いたしました。なぜこれを今、持ち出したかといいますと、直近のところ、本年含めて5年間でいえば、平成28年から令和2年までの利用者というのは僅かずつ減ってきている。特に令和2年の決算で見ると、先ほど言われましたように、平成28年の入館者数の63%でしかないわけです。ところが、光熱水費は利用者が減っているにもかかわらず、減っていないのです。逆に増えているのです。私が頂いた資料を基に利用者1人当たりの上下水道料を算出してみますと、平成28年度は1人当たり76円なのです。これが令和2年度決算では114円なのです。実に150%なのです。しかし、利用者は63%なのです。先ほど課長言われたように、万単位で減っているのに、水道料だけは上がっている。これは、今の町民温泉の設備の抱える課題あるいは利用者のモラル、こういったものに起因するところがあるというふうには私は見えています。したがって、今、お話をした、取りあえず、支出経費の削減につなぐことのできる水道料が高騰している状況の中での要因と、

今後の対策というものについて考えておられると思いますので、お聞かせいただきたい。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

水道料金の関係でございます。委員さんが、平成28年からの5年間で入館者に対して1人当たりどのぐらいの料金がかかっているかということで、今、お話をいただきました。私のほうでも計算させていただきまして、近年であれば、そのとおり、平成28年については76円だったが、令和2年については114円と。利用者が減っている割には水道料金は高くなっていると。

そこにどういう問題があるかということになるのですが、これは、まず一点は設備に問題があるかどうかということになりますが、もしかすると漏水しているのではないかということも、前に一度調査をさせていただきましたが、それは原因ではないと。では、蛇口から水漏れをずっとしているのかといえ、そうではないと。従業員のほうが、確認を何度もしながら点検している。

ただ、一方では、利用者のモラルというお話もされましたが、現状としてはそういう状況が多々あるかと思われ。従業員の方々が、利用されている中でサウナ室のマットを交換しに行ったり、脱衣場を見に行ったりしたときに、利用者の方が出しっぱなしでタオルをつけているとか、それから、水風呂についてはずっと流しっぱなしで入っているとか。ただ、これについては、その場で注意ということにはなりません、行くたびに止めているそうです。節水というふうな表示もしております。ただ、感覚としては、何気なくそういう癖になっているのかもしれない。わざとやっているわけではないと思いますが、やはりそういった、ちょっと細かなところになりますが、これが歳出の部分で無駄な経費ということになりますので、その部分については、やはり注意喚起をしながら、様々な注意のポスターを貼るなり、注意ができれば、そういうことを気をつけていただきたいというようなことをしながら、やれば、今のように1人当たりの水道料が高くなっていくということではなくて、同じように比例するような形での利用料になるのではないかと考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

今、課長が答えられたことで、ほぼ言い尽くされているのだろうというふうに思います。注意喚起を促すということは、当然のことであろうというふうに思いますが、もう一つ、やっぱり長い目で見たときに考えておく必要があるのは、現在の蛇口というのですか、水を出すもの、その設備の交換というのも、試しにやってみる必要があるのではないのでしょうか。よく温泉場などに行きますと、一度押せば何秒か、何分か出て、自動的に止まるのがありますよね。昔は、その設備の不良品が何か発生したという話もあるのですが、それぞれ大分技術的にも進歩しているでしょうから、部分的にそういったものを投入してみるということについて、検討の余地はございま

せんか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今の洗い場のところのシャワーの部分でございますが、確かにシャワーの部分につきましては、蛇口も含めて、老朽化でそのたびに修繕をさせて交換などをしてしております。今、お話のとおり、近隣市町村の中ではプッシュ式でやられているところも結構あるかと思います。というのは、プッシュをすれば何秒間、何秒間なのかちょっとあれですけども、そういった部分で自然に止まるというような形で、そういう設備にしているところもございます。過去には、私どものほうでもそういったところを検討させていただいたのですが、これもモラルの話なのですが、お客様が何回もプッシュして壊れるケースがあるので、結構それも大変だということでは言われましたが、近年は、今、お話のとおり、設備も機能も大分進歩しているかと思っておりますので、値段も見ながら、普通の交換とどのぐらい違うのかも含めて、可能であれば、修繕の際にはそのような取り組みもさせていけるか検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

ないようでしたら、進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

進行いたします。

以上で令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程第4、認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算額は、収入済額4,192万1,859円で、昨年に比べ金額で2,798万5,423円、率で40.03%の減、支出済額は3,627万4,754円で、昨年に比べ金額で3,092万7,123円、率で40.02%の減となっております。

それでは、決算書の215ページ、216ページをお開きください。

令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料3,380万3,550円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入1万1,661円。

3 款繰越金、1 項繰越金270万5,405円。

4 款諸収入10万1,243円、1 項預金利子6円、2 項雑入10万1,237円。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金530万円。

歳入合計4,192万1,859円。

次に、歳出でございます。

決算書の217ページ、218ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費3,627万4,754円。

2 款繰出金、1 項繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計3,627万4,754円、歳入歳出差引残額564万7,105円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

219ページから225ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言を願います。

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

伺います。

224ページの11節役務費の中の通信運搬費、ほとんど同じ金額が令和元年度にも支出されていますけれども、内訳を伺います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

駐車場の会計から、様々なポスター等も作って、あとパンフレット等も配っておりまして、それらの送料等になっております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

ないようでしたら、進めてよろしいですか。

(「進行」の声あり)

決算審査特別委員長(佐藤孝悟君)

では、進行いたします。

以上で令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

決算審査特別委員長(佐藤孝悟君)

再開をいたします。

小原会計管理者のほうから発言の申し出がありましたので、これを許可します。

小原会計管理者。

会計管理者(小原真弓君)

先ほど、認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算のご説明の際に、支出済額の前年度比較を40.02%と申し上げましたが、46.02%の減ということで訂正をいたしまして、おわび申し上げます。

決算審査特別委員長(佐藤孝悟君)

次に、町民福祉課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてのところで、猪岡委員からご質問のあった一般会計の繰出金で、私のほうで3,000万と申し上げるところを300万というふうに発言をしてしまいました。3,000万ということで訂正し、おわびを申し上げます。

以上です。

決算審査特別委員長(佐藤孝悟君)

次に、八重樫観光商工課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長(八重樫忠郎君)

先ほど、猪岡委員から、224ページの駐車場特別会計の11節役務費の中の通信運搬費についてご質問ありましたが、私のほうで確認いたしましたところ、満空情報等の通信費というものが結構多く入っておりましたので、駐車場の満車だとか、少ないとかという通信料が多く入っておりましたので、そのことを付け加えさせていただければと思います。誠に失礼をいたしました。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、日程第5、認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和2年度における下水道事業の概要についてご説明をいたします。

257ページをお開きください。

令和2年度平泉町下水道事業報告書です。

下水道事業会計については、公営企業会計に移行して初めての決算となります。

事業経営の状況ですが、水洗化人口は2,950人で前年度比22人、0.8%の増、処理区域内人口に対する水洗化率は78.8%で、前年度比4.5%の減となりました。これは、町営高田前住宅団地が処理区域となり、処理区域内人口が増加したことにより減少となったものでございます。

有収水量は、公共下水道事業が前年度比6.5%の減、農業集落排水は0.7%の減となり、全体では35万3,490立方メートルで前年比5.6%、2万1,021立方メートルの減となっています。この結果、収益的収入及び支出において、収入総額は2億9,784万1,382円、税込み額で3億392万5,391円となります。支出総額は2億8,820万1,998円、税込み額で2億9,401万2,805円となり、当年度純利益は963万9,384円となりました。

次に、建設改良事業の状況ですが、公共下水道事業において、祇園地区45工区污水管布設工事で171.3メートル、中尊寺地区污水管布設工事で60.9メートル、下水道管を布設しました。また、高田前地区にはマンホールポンプ1か所を設置いたしました。

次に、決算の状況について説明いたします。

243ページにお戻りください。

243ページ、令和2年度平泉町下水道事業会計決算報告書。

初めに、収益的収入及び支出です。

決算額でご説明いたします。

収入。

1款下水道事業収益3億392万5,391円、1項営業収益6,700万6,564円、2項営業外収益2億3,691万8,827円、第3項の特別利益ゼロ円です。

次に、支出です。

第1款下水道事業費用2億9,401万2,805円、第1項営業費用2億5,407万8,472円、第2項営業外費用3,804万6,859円、第3項特別損失188万7,474円、第4項予備費ゼロ円。

次に、245ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

決算額でご説明いたします。

収入です。

第1款下水道事業資本的収入1億6,695万3,300円、第1項企業債8,490万円、第2項分担金及び負担金466万1,300円、第3項国庫補助金1,700万円、第4項他会計出資金6,039万2,000円。

次に、支出です。

第1款下水道事業資本的支出2億5,648万3,415円、第1項建設改良費6,035万3,113円、第2項企業債償還金1億9,612万9,410円、第3項投資892円。

資本的収入が資本的支出額に不足する額8,953万115円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額278万8,641円及び当年度分損益勘定留保資金8,674万1,474円で補填したところです。

次に、248ページをお開きください。

令和2年度平泉町下水道事業会計損益計算書です。

1 営業収益6,092万6,940円、2 営業費用2億4,826万7,665円、営業損失1億8,734万725円、3 営業外収益2億3,691万4,442円、営業外費用3,804万6,859円、経常利益1,152万6,858円、特別利益ゼロ円。6 特別損失188万7,474円。

当年度純利益963万9,384円、前年度繰越利益剰余金ゼロ円、その他未処分利益剰余金変動額ゼロ円、当年度未処分利益剰余金963万9,384円。

次に、249ページをお開きください。

令和2年度平泉町下水道事業剰余金計算書です。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明いたします。

まず、資本金です。

当年度末残高が1億5,386万4,254円。

次に右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金についてご説明いたします。

受贈財産評価額29万1,720円、補助金643万6,387円、工事負担金ゼロ円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計672万8,107円。

次に、利益剰余金についてご説明いたします。

減債積立金の当年度末残高ゼロ円、利益積立金ゼロ円、建設改良積立金ゼロ円、未処分利益剰余金963万9,384円、利益剰余金合計963万9,384円、資本合計1億7,023万1,745円。

次に、251ページをお開きください。

令和2年度平泉町下水道事業会計貸借対照表です。

初めに、資産の部です。

1 固定資産49億9,352万9,478円、流動資産3,590万4,755円、資産合計50億2,943万4,233円。

252ページに移ります。

負債の部です。

3 固定負債21億7,783万4,145円、4 流動負債2億116万3,215円、5 繰延収益24億8,020万5,128円、負債合計48億5,920万2,488円。

次に、資本の部です。

6 資本金 1 億5,386万4,254円、7 剰余金1,636万7,491円、資本合計 1 億7,023万1,745円、負債資本合計が50億2,943万4,233円。

以上でございます。よろしくご審査をお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

243ページから275ページまでの収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書ほか決算附属書類について一括してご発言を願います。

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

257ページで、有収水量が 2 万1,021立方メートルの減少となったというお話がございました。

記載がございます。これ分析はどうなっていますか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

これは、下水道事業は農業集落排水と公共下水道事業の2つがございます。農業集落排水は長島地区のほうでございまして、農業集落排水の水量につきましては、例年とほとんど変わらない、上の257ページの中段にも書いてあるのですけれども、0.7%の減少で済んでおると。コロナの影響を受けなくて、単籠もりというか、その影響であまり減らなかったのではないかというふうに思っております。それに対しまして、公共下水道のほうの水量が6.5%も減少しているということで、これは事業者の排水が少なくなった、要は宿泊業とか、商店とかから出る汚水が出ないということで、コロナの影響を受けて大分落ち込んでいるという状況にございます。主に落ち込んだ原因が、公共下水道エリア内の汚水量が減ったということでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

計数的に証明されているのですね。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

月々の水量につきましては、料金収入がございまして管理しております。その水量から見ての数字ということになってございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

254ページに、セグメントごとの営業収益が掲載されております。その中の公共下水事業、農業集落排水事業の特別損失の内容についてお知らせください。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

こちらは、下水道事業会計が令和2年度から企業会計に移行しまして、それで、職員の6月賞与分の手当の部分で、12月から3月分までの費用を昨年度から負うような形になるということで、その費用ということでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

職員の手当の費用が損失になるというのは初めて伺ったのですが、これはどういうわけなのか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

通常であれば、4月から3月までの年度間の費用で出るのでございますけれども、6月分のボーナスについては、前回のボーナスを12月に頂きまして、そこからの勤勉とかの手当の分で次の6月に支払うのですけれども、その中で、4月からの分は当年度に入っておるのですけれども、その会計年度を移行する前の12月から12、1、2、3月分の費用について、特別損失として計上するということになっております。ですので、2年目からは、基本的にあとは出てこないというような費用でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

261ページ、企業債及び一時借入金の概況ということで、多額の企業債ということで本年度末は23億7,400万余りということ、そして、他会計の負担金ということで、今年度も他会計からの繰入金が多額に投入されておることなのですから、今回統合して企業会計になったことで、今後の見通しについてお知らせ願いたいと思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

企業債の償還の今後の見通しということでございますけれども、現段階、主に企業債というの

は、建設工事に関わって借入れした部分について、今、返済を行っているという状況でございます。一つその整備の段階につきましては、農業集落排水事業はもう完了しておると。公共下水道事業も、今年、来年、近々完了する予定ですので、新たな建設工事は出てきませんが、ただし、次の更新事業というのが入ってくると思いますが、それまでの間は、まだ少し時間があると思いますので、新たな借入れはあまり大きくなってはこないのではないかと思います。

ただし、以前借りた事業費で年間数億、5億とかやっている時代のものがございまして、それを通常に償還していきますと、そのときに償還額が膨れ上がるということで、それを平準化するためのまた起債を借りて償還をしているという、平らく伸ばして先延ばしにしているというものがございます。それによりまして、また整備が終わっても、しばらくの間は償還は続いていきますが、現在も今、年度末の起債残高は、減少傾向が続いていくということでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

下水道につきましては、なかなか将来的に国のほうも縮小といいますか、そういったところを毎年度、国の方針もあったりすると思うのですが、今現在の下水道布設の状況からして、当町においては、今後どのような整備までという、そういったところを分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

今後の下水道未普及地域への整備の方針ということですが、公共下水道事業で現在整備されているところ、農業集落排水事業で整備されているところは現状のまま、当面の間は維持をしていくと。そのエリアから外れている部分につきましては、合併処理浄化槽の整備で補助金を出しながら整備を進めていくというのが、今現在の整備のスタイルでございます。

もっと長いスタンスで見ていくと、またもう何十年というスタンスで見ていくと、今の施設が老朽化した場合にどうするかというのは、またその段階になっての検討にはなると思いますが、当面の間は整備済みの場所はそのまま、エリア外は農業集落排水の補助事業でカバーを、整備をしていきたいというところでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

では、進行いたします。

以上で、令和2年度平泉町下水道事業会計決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

日程第6、認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。
担当課長の説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和2年度における水道事業の概要についてご説明をいたします。

294ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業報告書です。

令和2年度水道事業運営に当たっては、安全安心な水道水の安定供給を念頭に、経済性、効率性を図るため、創設から半世紀が経過する施設の維持管理や漏水防止対策を中心に事業の運営に努めてまいりました。

業務の状況ですが、給水総戸数3,009戸、給水人口7,897人で、計画給水人口1万680人に対する給水率は73.94%となり、給水区域内人口に対する普及率は96.79%となりました。

年間総配水量は96万194立方メートルとなり、前年度より5万2,824立方メートルの減、有収水量は74万6,267立方メートルで、前年度比3万4,612立方メートルの減となっています。有収率は77.72%で、前年度比0.64%の増となっています。

鉛管更新事業といたしまして、鉛製給水管の布設替えを計画的に実施するとともに、漏水防止対策として、漏水調査や夜間の流量測定を継続的に実施することにより、漏水箇所を早期に発見しております。今後とも継続して漏水防止対策を実施してまいります。

次に、工事の状況ですが、浄配水施設・設備については、平泉浄水場水処理設備更新工事、長島浄水場急速ろ過機電動弁更新工事等を実施しました。配水管等の整備については、町道大沢線配水管布設替え工事、主要地方道一関北上線配水管布設替え工事などを行い、安全安心な施設管理に努めたところ です。

次に、決算の状況について説明いたします。

281ページにお戻りください。

令和2年度平泉町水道事業会計決算報告書。

初めに、収益的収入及び支出です。

決算額でご説明いたします。

収入。

第1款水道事業収益1億7,290万5,042円、第1項営業収益1億5,523万5,583円、第2項営業外収益1,766万9,459円、第3項特別利益ゼロ円。

第2款簡易水道事業収益1億1,745万495円、第1項営業収益6,621万9,808円、第2項営業外収益5,123万687円、第3項特別利益ゼロ円。

収入合計2億9,035万5,537円。

次に、支出です。

第1款水道事業費用1億4,842万2,185円、第1項営業費用1億3,432万1,619円、第2項営業外費用1,410万566円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

第2款簡易水道事業費用1億642万7,065円、第1項営業費用9,799万2,973円、第2項営業外費用843万4,092円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

支出合計2億5,484万9,250円。

次に、283ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

決算額でご説明いたします。

収入です。

第1款水道事業資本的収入1億3,592万2,448円、第1項企業債1億3,370万円、第2項負担金208万7,213円、第3項出資金13万5,235円。

第2款簡易水道事業資本的収入1億508万3,629円、第1項企業債6,400万円、第2項負担金4,108万3,629円。

収入合計2億4,100万6,077円。

次に、支出です。

第1款水道事業資本的支出2億561万9,722円、第1項建設改良費1億4,123万3,541円、第2項営業設備費5万3,690円、第3項企業債償還金6,433万2,491円。

第2款簡易水道事業資本的支出1億4,951万3,799円、第1項建設改良費1億1,747万4,936円、第2項営業設備費6,800円、第3項企業債償還金3,203万2,063円。

支出合計3億5,513万3,521円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,412万7,444円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,292万7,700円、建設改良積立金1,000万円及び過年度分損益勘定留保資金8,119万9,744円で補填したところです。

次に、286ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業損益計算書です。

1 営業収益2億144万9,379円、2 営業費用2億2,524万8,949円、営業損失2,379万9,570円、3 営業外収益6,860万3,895円、4 営業外費用2,331万2,880円、営業外利益4,529万1,015円、経常利益2,149万1,445円、5 特別利益ゼロ円、6 特別損失ゼロ円。

当年度純利益2,149万1,445円、前年度繰越利益剰余金364万658円、その他未処分利益剰余金変動額1,000万円、当年度未処分利益剰余金3,513万2,103円。

次に、287ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業剰余金計算書です。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明いたします。

まず資本金です。当年度末残高が3億5,165万2,528円。

次に、右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金についてご説明いたします。

受贈財産評価額3,719円、補助金ゼロ円、工事負担金1,316万9,991円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計1,317万3,710円。

次に、利益剰余金についてご説明いたします。

減債積立金の当年度末残高7,537万円、利益積立金1,503万8,121円、建設改良積立金6,700万円、未処分利益剰余金3,513万2,103円、利益剰余金合計1億9,254万224円、資本合計5億5,736万6,462円。

次に、289ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業貸借対照表です。

初めに、資産の部です。

1 固定資産27億2,680万4,749円、2 流動資産3億8,658万3,100円、3 繰延資産ゼロ円、資産合計31億1,338万7,849円。

290ページに移ります。

負債の部です。

4 固定負債15億5,130万8,506円、5 流動負債1億841万4,333円、6 繰延収益8億9,629万8,548円、負債合計25億5,602万1,387円。

次に、資本の部です。

7 資本金3億5,165万2,528円、8 剰余金2億571万3,934円。

資本合計5億5,736万6,462円、負債資本合計31億1,338万7,849円。

以上でございます。よろしくご審査をお願いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

281ページから319ページまでの収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書ほか決算附属書類について一括して発言を願います。

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

294ページの報告書の概況、それから、297ページの業務のところ、有収率の問題です。それで、77.72%ということで、前年より0.64%上がったということなのですが、前々年はプラスだったかな。多分全国人口5,000人以上のところだと何か77%くらいだったような気がしましたが、8割、9割というところがあるようですけれども、給水規模にも関わるのでしょうか、この人口規模の中で、これやはり上げることが収益というか、当然他会計から入っているわけなのですけれども、これというのは、なかなか上がらないというのがずっとこの間なのですけれども、老朽化、管も入れ替えたりしながら、漏水対策もしているわけなのですけれども、これはなかなか8割とかというところに持っていくというのは困難なのでしょうか。その辺いかがですか、伺います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

確かに有収率が上がれば、作った水を効率よく届けられて、料金に還元されるということですが、漏水対策が一番の対策でございまして、そのために老朽管の入替えも行ってありますし、鉛管の更新、給水管の更新も行ってあります。あと、毎年漏水調査も実施して、実際、新しいから漏水しないということでもないです。その地層などによって、管が腐食して穴が空くという場合もございまして。また、外的な要因によってということもありますので、漏水調査も並行して進めながら、効率よくは行っているところです。夜中、水の流れないときに区間区間でバルブを閉めてみて、どのバルブを閉めたら漏水が止まるかということを追っかけて行ってやったりとか、それに、あと業務委託をかけて、探査をして歩いたりとかして努力しているところですが、頑張っているところですが、なかなか上がってこない。一度直っても、またその隣が壊れるというケースもございまして、なかなか難しい対応ではございまして、できる限りのことは行っていくという予定でございまして。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

ないようでしたら、進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

では、進行します。

以上で令和2年度平泉町水道事業会計決算についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

参与の千葉農業委員会会長の出席をいただいておりますので、報告をいたします。

総括質疑に入る前に、菅原建設水道課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

下水道事業会計の決算の中で、高橋伸二委員のほうからご質問がありました件について、追加してご説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の254ページの報告セグメントごとの営業収益等という中、表の下から3番目の特別損

失の金額の内訳ということでございます。先ほど職員の昨年度12月から3月に係る手当の額と申し上げましたけれども、そのほかに地方消費税の納付額が含まれておりました。これは令和元年度分決算で確定した消費税及び地方消費税の税務署への納付額の金額が入ってございました。公共下水道事業の88万3,300円、こちらが全額消費税及び地方消費税の納付額ということです。これは令和元年度分、平成31年4月から令和2年3月31日の分でございます。あと100万4,174円というのは、このうち職員の手当等に係る部分が74万6,674円、そのほかに消費税及び地方消費税が25万4,500円、合計が104万何かがしという金額になるということでございます。これは企業会計に適用する前の分の費用でございまして、先ほど申し上げたとおり、あと来年度からは生じる予定のない金額ということでございます。

以上、訂正して報告させていただきます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、これから総括質疑を行います。

令和2年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計及び水道事業会計決算の全般にわたってご発言を願います。

2番、稲葉正委員。

2番（稲葉正君）

それでは、総括質問させていただきます。

私からは、出資による権利についてお伺いします。

決算書の231ページ、下のほうにございます希望のまち基金については、高校生の奨学金と伺いました。元年度の決算に、岩手県下水道公社の出捐金21万円が下水道会計に財産として引き継がなかったのはなぜかお伺いします。

次に、合わせて24団体3,900万ほど出資、出捐金を出しているようですが、出資や出捐先の審査と決定はどのように行われているか伺います。

次に、地方自治法238条第1項第7号では、出資による権利を公有財産としています。権利と記載されてはおりますが、金額に応じ議決権を有する民間企業への出資と異なり、公益法人等への出捐金は寄附であり、自治体として何の権利も伴いません。しかし、公益法人等は、自治体からの出捐金を基本財産として維持することを義務づけられております。各団体の財産管理をチェックしていくことが必要と思いますが、管理状況についてお伺いいたします。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

出資による権利につきましてご質問ありました。

決算書の231ページですけれども、まず初めのご質問の中の岩手県下水道公社の出捐金21万円につきまして、元年度においては下水道事業が企業会計のほうに移行するというふうな検討時期でありましたために、元年度の決算においては、別に財産のところに分けた表示をしたところがあります。財産に関する調べの中で、これまでは一緒に見ていたものを元年だけは分けたという

ことでありますが、その元年にその移行に当たって協議をして、どちらの財産にするかというふうなことを協議したところでありますけれども、近隣市町村の事例等も考慮して、一般会計のほうで管理するというように決定したために、令和2年度については一般会計のほうに入れております。

それから、出資や出捐先の審査の決定はどうするのかということですが、この231ページに24団体に関わる出資金、出捐金等があるわけですが、それぞれの経緯で町が出資あるいは出捐金を出しているような状況であります。その都度、必要なかどうかというところを協議しながら決定しております。

なお、この管理については、毎年度、各団体のほうの総会資料を頂いておりますので、その中に決算状況が載せてありますので、その経営状況等も把握できますし、併せてその団体の財産状況、それらも示されておりますので、その中に当町が出している出資金がどういうふうに入っているかというふうなところを確認しております。

なお、この出資金等については、監査を毎年度いただいております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

2番、稲葉正委員。

2番（稲葉正君）

各団体の総会資料、財産状況、監査を行っているということですが、各団体ごとに出資や出捐金の目的や管理状況を記録したものはあるのでしょうか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それぞれの出資金につきまして、出資証、それから管理台帳もございますので、当初どういった経緯で出資したかというものについては、当初からの管理台帳のほうで把握しております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

2番、稲葉正委員。

2番（稲葉正君）

大切な税金からの出資、出捐金となっておりますので、しかるべき審査と決定を引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

皆さん、遠慮されているようですから、私は4点についてお伺いをいたします。

まず1つは、会計年度任用職員、これ、制度が今年の4月から始まったわけですが、これに伴う人件費についてお伺いをします。

去年の4月から本町で195名の会計年度任用職員が再雇用されております。発掘調査員63名を除いても132人になっていますが、一方で、職員数が職員適正化計画に基づいて116名というふうになっています。この会計年度任用職員制度導入に伴って期末手当の支払いも生じてきている中で、お伺いするのは、人件費の増加による町の財政運営に与える影響についてどのように考えているのか、その認識をお伺いをします。

次に、第6次総合計画で定めました持続可能な行財政運営に関わってお伺いをします。

この第6次総合計画では、生産年齢の減少に伴う税収の減少、一方では高齢化に伴う社会保障経費と老朽化する施設の維持管理経費等の増加を述べています。今回の決算においてお伺いしたいのは、本町の公共資産の平均的な老朽化率が既に50%を超えているというふうに答弁がありました。自治体の公共資産の平均的な老朽化率は35%から50%だと、このように言われている中で、お伺いをするのは、公共施設総合管理計画を定めたはずですが、この計画に基づいて令和2年度には個別施設管理計画の策定をするということが過去の答弁でなされております。したがって、この個別施設管理計画の策定はできているのかお伺いをいたします。

次に、地域農業マスタープラン作成の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年6月の一般質問答弁で、町長は、質問した私の提案については参考にさせていただくが、農業委員などの方々の今まで培ったものを有効的に活用させていただき、会長を先頭にその方向性を町に提案していただきたいと、そういった事情もご理解賜りたいと、いずれさらに充実した平泉の新たなプランの作成に向けていきたいと、このように答弁をされております。そこでお伺いするのは、令和元年9月の農家に対する意向調査の実施、そして昨年2月以降の地域での話し合いを踏まえて、今年の4月から人・農地プランを実践すると、このようにこの間、述べてきたわけですが、今年度の決算書にありますように、支出した地域農業マスタープラン委託とマスタープラン実践支援事業というのは、新たなプランの作成に向けて有効に投資効果が表れているのかどうかお伺いをいたします。

最後に、地方創生臨時交付金の有効的な活用についてお伺いをします。

昨日の質疑の中でも触れましたが、コロナ感染症防止対策の一環として制作したケロビエ絵馬でありますから、残っているものについても、有効に活用しなければその目的を果たせないことはいふまでもありません。現に他の町では、職場や飲食店でのクラスターが発生をしておるわけであり、今回制作したケロビエ絵馬をキャラクターとして活用して、訪れた観光客や店舗等を利用する住民等への感染防止情報発信の起爆剤まではいかなくても、喚起材として活用すべきではないかというふうに思います。現にまだ飲食店などでは、感染防止対策が施されていないところが散見されます。こういうアクリル板での対面食事の体制が取られていないところも目にしました。したがって、町内の事業所、飲食店舗等の感染防止対策の取り組みの一環としてもまた、この有効活用を考えてもよいのではないかというふうに思います。既に情報提供してありますので、簡潔に4点目の質問をお伺いしますが、このケロビエ絵馬を活用した感染防止対

策を講じる事業者、店舗などに対して、あるいは未成熟な防止対策の店舗に対する支援策と併せて、このケロビエ絵馬の活用をすることが、一般質問でも議論しましたように、少なからずの事業者や店舗経営者あるいは住民の意識啓発につながるだろうというふうに思いますので、ぜひ有効活用の検討に値をするものと思いますから、見解をお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

私のほうからは、まず2点ありましたけれども、1つ目の会計年度任用職員制度に伴う人件費、これが財政運営にどのような影響を与えているかというふうなご質問がございました。

令和2年度からこの制度が始まりまして、今まで物件費であった臨時職員の賃金が会計年度任用職員というふうなことで、給与のほうあるいは報酬のほうにというふうに振り分けられております。そうしたことから、当然ながら人件費は増額しておりますけれども、財政計画の中では、そういった制度等が変わった場合に、その都度、当然そういった状況を加味しながら運営をしていくというふうなことになりますので、客観的に統計上のデータから見れば人件費は当然増えているわけですが、財政計画全体の中ではそういった特に特出するというふうな見方をしておりませんので、この新しい制度に伴って今後、令和3年度以降も財政計画を見ていくというふうなことであります。

ただ、やはり人件費というのは義務的経費でございますので、これについては従来どおり慎重な対応をしていくということで、最低限の中で効率的な行政運営を取り組んでいく考えております。

それから、2点目の第6次総合計画の中で、持続可能な行政運営に関わりまして、その公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定はどうかということですが、公共施設総合管理計画につきましては、平成28年度に策定しております。それで個別施設計画については、今年の3月、令和2年度末に作成してございます。それぞれの個々の計画、10年を目途とした計画、大きな最初の平成28年度につきましては30年というスパンでございますけれども、この個別計画については10年のスパンの計画を立ててございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

地域農業マスタープランの見直し支援業務4万円を平泉町担い手育成総合支援協議会に委託し実施してきております。この担い手育成総合支援協議会は、平成19年度に設立した協議会であり、全国各地で設立されてきたところであり、担い手育成総合支援協議会の事業の一つとして、担い手への農地の利用集積に取り組んできております。また、メンバーは県農林振興センター、農業改良普及センター、JAなど農業団体であり、委託することにより関係機関、団体の連絡濃

度を取り組めたことから、充実した話合いが進められたと考えており、協議会に委託してしたことについては効果があったと考えております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

私のほうからは、地方創生臨時交付金を使いまして、あと観光推進実行委員会、世界遺産連携推進実行委員会のほうで作りましたケロビエの絵馬について、本来、これ余るべきものではなかったのですが、プロモーションをできる状況ではなくて600個弱ほど余っていると。これは、委員おっしゃるとおり、地方創生臨時交付金の有効な手段として使っていきべきものだろうと考えております。

その中で、委員ご提案のことは、地域を含めて飲食店を活性化する可能性が非常にあるなど考えております。その中で、ただ、制度設計に乗ってくるかということもありますので、そこは細かく考えさせていただきたいと思いますが、非常によいご提案ではないかと思っておりますので、これを機に、平泉町内の飲食店等を元気にできる施策のそれこそスタートになればいいなと思っておりますので、参考にさせていただきながら、有効活用をできるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

人件費の増加の部分について、財政計画に直接的に影響することはないと、しかし、節々での見直しというのですか、点検というのですか、そこは継続していくという趣旨のお話だったと思います。それで、実は会計年度任用職員195人の報酬と給料総額が2億3,289万4,000円、えらい金額になっているわけです。そして期末手当の支給額が3,179万7,000円です。ただ一方で、この会計年度任用職員制度を導入するに当たって、政府が一つの交付税措置として支援をしている部分があります。平泉町の交付税算定台帳を見ますと、包括算定経費の中で見合い措置として約2,855万1,000円、交付金として措置をされています。実質は期末手当見合い分として町が持ち出しているのは約320万円ということに読み取ることができるわけですが、私はそれ以上に、やっぱりしっかり考えていかなければいけないというふうに思うのは、定員適正化計画ではあるべき職員数を116名ということで定めていますよね。そして現在、もう116名いるわけです。先ほど紹介しましたように、発掘調査員を除いても132人いる会計年度任用職員、これが多いというのは私から見れば、異常な体制ではないのかというふうに私には見えるわけがあります。

そこで、第5次の行革大綱では、職員の人材育成と機能的な組織の構築を掲げていますが、その中では、少ない職員体制の中でいかに機能的な組織をつくるかが今後の課題だと、そのために1つは組織機構の見直し、2つ目には職員の定員管理と給与の適正化をうたっています。そして

新たな定員適正化計画を策定をして、最少の経費で最大の効果を発揮できる少数精鋭の組織体制を確立すると、このように大綱で明記をしているわけです。そこでお伺いするわけですが、正規の職員数よりも会計年度任用職員数が多いというまさに異常なこの職員体制、行革大綱の中で具体的にどのように取り組もうとされているのかお伺いをいたします。

次に、持続可能な行財政運営について関わってお伺いするわけですが、個別施設の管理計画、今年の3月に策定をしましたと、こういうことですが、施設の更新や修繕費用などについては、財政計画に盛り込むことを過去の一般答弁で答えておりますが、行革プランあるいは行革大綱にはこの財政計画が示されていませんが、どのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、マスタープラン作成に関わってお伺いをいたします。

昨日の課長答弁では、地域農業マスタープランの作成に向けた委託をしたものではないと、このように述べています。一方で、成果報告書の中では、この間の取り組みを通じて、農地の未来を考える座談会を通じて問題の掘り起こしができたと、このように述べています。これが先ほどの課長の答弁と相通ずるところだというふうに思うのですが、私が懸念するのは、皆さんも既にご承知のことと思いますが、農林水産省が去る5月に農地の集約加速化に向けた施策の見直し案を取りまとめました。そして、来年の通常国会に関連法の改正案を提出すると、このようにスケジュールが決まっているわけであります。この見直し案によりますと、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、農地を担い手に引き継ぐ人・農地プランの作成を市町村に義務づけると、このことが実は盛り込まれているわけであります。

そこでお伺いするわけですが、先ほど言いましたように、私は心配をするからこのことについてお尋ねをするわけですが、町長が昨年6月に述べたように、地域の特徴を踏まえた様々な事情や環境、これに沿ったプランづくりが来年の法律改正によって町でやらなければならないと、こういうふうになるわけであります。したがって、今のままの体制でいくとすれば、町や農業委員会を含めてですが、かなりの負担がそこに加味をされるというふうに思います。したがって、今年度の決算にあるように、地域農業マスタープランの作成を委託するような事業について、もう少し実効性のあるものにしていく必要があるのではないかと、こういう立場で申し上げさせていただきます。

蛇足でございますが、森林経営管理法に伴う森林管理集積計画の策定、これも大変な作業になっております。そして、森林管理アドバイザーの雇用が必要だという認識を持っておられながら、まだ雇用にまで至っていません。こうしたことを考えると、何度も申し上げますが、万難を排してこうした対応に臨む必要な経費を投入をすべきではないかというふうに思います。ここは今後の考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、地方創生臨時交付金の有効活用についてでございます。

果たして町のプログラム、制度設計に乗ってくるかと、こういう一縷の不安もお話をされたわけですが、少なくとも行政側の皆さんも共通した認識をお持ちだと思いますが、本町のこの地方創生臨時交付金を活用した感染症対策と緊急経済対策131件行ってきました。これは町民や事業者の皆さんから評価をされていることは間違いありません。一方で、今なお続く第5波の感染拡

大、東京では数が大幅に少なくなってきましたけれども、感染が進む中で地方経済の中心を担う中小企業や本町の観光関連業者、さらには飲食業等をはじめ厳しい経営を余儀なくされ、この先の経営不安を強くしています。このことを如実に証明したのが、岩手経済研究所と東京商工リサーチ盛岡支店が8月30日と9月3日に公表した本県経済に与えた影響への事業者アンケート結果であります。内容は割愛をしますが、本町の320ともいわれる事業者なども経済的回復の見通しが立たない中で、借入金を取り崩し、助成金を活用しながらも事業資金が底を尽いている事業者、店舗も少なくないと思います。これまで運転資金借入れに対する利子補給などの支援を行ってきましたけれども、借入金の返済を迎える事業者も現実に出てきているわけであります。

これまでの地方創生臨時交付金の残額約1,700万円、それから今回交付されるという新たな事業者支援交付金1,300万円余りがあるというふうに伺っております。町の住民や事業者に対する支援のための補正予算に、町民、事業者、店舗経営者などは固唾をのんで新たな支援体制を見守っています。先般、奥州市の新たな経済政策がマスコミ報道をされました。

そこで、改めてお伺いをしますが、本町においても町民や町内事業者、店舗経営者などが少なからずこの先に希望の持てるこれまでにない支援体制が強く求められているというふうに考えます。住民や商工業者に希望の光が届く経済対策、支援策を何としてもつくり上げていただきたい、また、つくり上げていただけるものと期待をしていますが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

会計年度任用職員制度の件費の関係で、正規職員よりもこの会計年度任用職員のほうが多いというふうな、異常な職員体制というふうなご指摘のようですけれども、会計年度任用職員の制度というのは令和2年度からできて、こういった形で件費に計上されたことでクローズアップされたような形にはなっておりますけれども、この200人近い職員の支援をいただきながら効率的な行政を行っている。1つの例で先ほど発掘調査員の作業員さん方が60数名というお話をいただいておりますが、詳細まではいきませんが、例えば保育に関わる方々も30名ほどおります。朝の7時半からの早番、それから遅番となれば19時までと、そうしたところの中でいろいろなローテーションを組まなきゃならない、そういうふうなところで支援をいただくというふうなこともありますし、あるいは町民温泉、ここについては会計年度任用職員で全てを運営していただいている、そうした中で、例えば学校では特別支援員が10名ほどおります。そういった方々、それらも含めて結果的には200名近い年度任用職員になっておりますけれども、やはり一つ一つの業務の中で、職員は定員適正化計画の中で最低限の人数ということで、そこを踏まえながら補完していただく会計年度任用職員の方々でありますので、この件費の金額だけをもって議論するというのはどうなのかなというふうに思っております。

この行財政改革大綱の中にうたっておりますけれども、最少の経費で最大の効果を発揮できる組織というふうなことで、職員をいろんな業務を行う中で補完していただくやはり会計年度任用職員の方々の支援がないと、こうした福祉、安心・安全なまちづくりというのは支え切れないと

というのが現状であります。こうしたことを考えていく中では、この制度が始まってクローズアップされたような形ではありますけれども、これまで毎年度毎年度財政計画をつくって行って、そういった持続可能な町の財政運営をする中で、こうした支援をいただきながら行政を行っているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それで続きまして、2番目の公共施設総合管理計画に基づいた個別管理計画について、これについてが行革プランのほうに反映されていないのではないかというふうなところでありますけれども、この公共施設総合管理計画というのは、12の累計ということで、庁舎から始まって、それぞれ消防施設、保健福祉施設、子育て支援施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、産業施設等とかあって、あとは町の橋梁、町の浄水施設、それから公営住宅とか上水道、それぞれ大体22に分類はされておりますけれども、これらについてそれぞれの修繕等の計画、もちろんあるわけですが、それは管理する各課が当然この施設についての長期的な展望を持った計画を持っておりますので、それを総合計画の実施計画の中で、前期であれば5年間、そういったものを見ながら、それぞれ当初予算要求の中で反映させていくというふうなことになりますし、計画的には、その総合計画の中の実施計画の中に反映させていきながら、それらの全体をまとめていく中で、財政計画を当然やっておりますので、そうしたところと照らし合わせて修繕等あるいは大規模改修等の計画を立てているというところでありますので、この第5次行政改革プランの中には、個別ごとのそういったものについては載せていないのが現状であります。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

地域農業マスタープランの関係でございますが、地域農業マスタープランは委員のお話どおり法定化するという方向で聞いているところであります。しかし、まだその内容等も把握できてはおりません。それによりどの程度の業務量が発生するのか分かりませんが、いずれにしろ話合いの継続や話合いを持続的に進めていくのに支障のないように対応してまいりたいと考えております。

続きまして、森林経営管理制度の中での地域林政アドバイザーの確保についてでございますが、地域林政アドバイザーの確保に向けて取り組んではきているところであります。それについては、専門的な知見が必要な事柄ということにはなりますが、しかしながら、林業行政に携わってきた県の退職者で、平泉町で業務を行う意向の方は残念ながらおられません。また、11月頃、再度、県の退職者の情報をいただくこととなっております。その中でまた働きかけをしていきたいと考えております。

また、令和2年8月、一関地方の林業振興に関する要望書というのを一関地方森林組合から頂いているところであります。その中で、管理委託業務において積極的に取り組んでまいりたいという話がありました。まずは森林組合と相談協議しながら、森林経営管理制度については進めてまいりたいと考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

国では、既にコロナ後の出口戦略というものを示し始めております。国と市町村に比べますと、やはり東京都などはまだ時期尚早ではないかという気はいたしますが、当町などを見ますと、やっぱりそういうところは示していく時期には来ているのではないかというふうに考えております。ですので、ぜひとも今後の将来を見通せるような施策というものを考えてまいりたいというふうには思っております。ただ、財源的なこともございますので、身の丈に合ったものにはなるかと思いますが、その中で最大限の効果を発揮できるように、住民の皆様もしくは観光事業者、商工業者の皆様のご意見等を伺いながら制度をつくって、何とかこの危機を乗り越えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

この会計年度任用職員に関わっての体制の在り方でございますが、先ほどの課長の答弁のように、いわゆる200名近い会計年度任用職員の力を借りないと、事務事業が回っていかないのですと、こういうことが正論としてまかり通るとすれば、それでは職員の適正管理計画というのは一体何なのでしょうというふうに問わざるを得なくなるわけでありまして。ただ、少なくとも今いる116名で全ての事務事業、業務あるいは住民サービスがしっかりと行われる体制かということについては、私も決してそうではないということを理解をしているつもりであります。いたずらにやっぱり職員数よりも会計年度任用職員が多い現状を放置をするということは、やっぱり何としても回避をしていかなければならないと、そのための第6次の総合計画であり、第5次の行革大綱であり、そして具体的な行革プランになっているわけですから、それがそれぞれ一人歩きをしていたのでは、まさに絵に描いた餅に終わらざるを得ないわけです。

さきの6月会議でも質問させていただきました、今月の1日に施行されました自治体システム標準化法、いわゆるデジタルガバメント推進計画の作成というのが市町村に義務づけられるわけですね、もう9月1日施行ですから。平泉のように将来的な人口がどんどん減少していく、令和20年でしたか、24年でしたか、には5,000人を切るわけです。そう遠い話ではない、そういうときに、それを見越した業務執行体制というのをつくらなければいけない、そのために政府が考えたのがこの自治体システム標準化法という法律、デジタルガバメント推進法というものになるのです。やっぱり6月会議でも聞きそびれたのですが、改めてお伺いしますけれども、この町の行革大綱の中で述べられているように、第6次総合計画を着実に推進をして、全ての町民が心の安らぎを感じられる住みよいまちづくりを進める、もうこれは書いてあることですよ、進めるためにも、行革大綱、そして行革プランに掲げた効率的な行政経営の推進とICT、情報通信技術

の活用というのは平泉町にとっても避けて通れない。この計画を策定することによって、将来、住民が減るということは職員数は減るといふことですから、より効果的、効率的な行政運営につながるものであるというふうに私は考えます。したがって、ぜひ町の行財政計画の最上位計画だといわれるこの第6次総合計画、特に前期計画の中で、このデジタルガバメント計画にいち早く着手をしていくということが求められているのではないかと、強く訴えていきたいというふうに思います。

次に、持続可能な行財政運営についてですが、いわゆる個別施設管理計画については、22の分類がされて、それぞれ担当する課がその維持管理を受け持つのだと、そしてその都度、当初予算になるのか補正になるのかは別にしても、予算化をしていくと、こういう考え方が述べられました。ただ、少なくとも各課が管理をするにしても、個別施設管理計画の中では修繕費用がどの施設にどのくらいかかるかというトータルのものでなければ、担当課が管理をするにしても、スムーズな管理というのはいかならないのでしょうか。この修繕費用というのは、いかに個別施設管理計画の中では明記をされているのでしょうか。

もう一つ伺います。公共施設等整備基金積立金の残高が決算では2億6,000万円になっています。これは基本的には新たな施設の建設に充当するという建前がありますが、これらを含めて活用するとして、不足額をどのように調達をしていくのかということも、この総合計画の中では課題として位置づけていただかないといけないと、このように思います。

それから、マスタープランに関わっての地域林政アドバイザーのご答弁をいただきましたが、森林組合の要望書、私も読ませていただきました。アドバイザーを置いてほしいということを言っています。やっぱり県のアドバイザー制度を含めても、一関地方の森林組合の積極的な力も借りるということ、ああいう要望書を出してきているわけですから、それでしっかり要望した側も自治体行政に応じてほしいということを強く求めていってもいいのではないかと、こんなふうに考えております。

最後になりましたが、町内の事業者、店舗等の経営者がやっぱり将来を見通せるような、潤沢な財源ではないけれども、そういったものをしっかりつくっていききたいと、事業関係者などの声を聞きながら取り組むと、こういう積極的な答弁をいただきました。ぜひ町民の皆さんに明るい光を差すようにしていただきたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

持続可能な自治体経営の中の個別施設計画に関わる部分でございますけれども、それぞれ122の公共施設の建物がありますし、あとは道路、橋梁とか様々ありますけれども、この個別施設計画の中ではそれぞれ積み上げてはおります。ただ、この計画自体は総務省のほうの共通のソフトを使っただけの積み上げになっているのがほとんどであります。そのほかにそれぞれ長寿命化計画をつくっている部分については、それぞれの施設であるわけですが、主に総務省の計画でありますので、例えばこの庁舎でありますと、今、昭和62年に建てたものであります、耐用年数

50年で現在32年が経過しているというふうなことで、この積み上げでいきますと、このまま維持する場合については30年間で9億となるような見込みというふうな形で、それぞれ消防施設あるいは福祉施設といったところも同じような形で出てきております。したがって、この修繕費用については、いつの時点でどの施設をどうするかというのがみんなそれぞれ違いますので、これらを年度ごとに集計すれば金額ははじき出せるわけですけれども、現在については、やはりそれぞれの施設のほうで、先ほど申し上げましたけれども、総合計画の実施計画の中でそういったもし大規模改修するのであれば、そういった計画を立てていく、あるいは一部の改修であればというふうなことで、やはり個々に立てていくというふうなことで、こちらで集計をしてそれをこの公共施設の整備基金の中でこういった取り崩しをするかというところまでは、今の財政計画の中では考えておりません。

ただし、この公共施設等整備基金については、今は新社会教育施設、造っておりますけれども、今年度、決算では2億6,000万ほどの残高となっておりますけれども、今年度、令和3年度においては、ここから1億6,000万円ほど取り崩すというふうなことになってございますので、そういった形でこの公共施設等整備基金につきましても、例えば何年度に体育館を造るというふうな目標が定まった時点で、その財政計画の中で、それではこの基金をどれくらい積んでいかなきゃならないとか、そういった形での活用の仕方をこの基金は行うということで、その修繕等の実際の公共施設等総合管理計画に基づく中では、実際にいつの時点でやるかというのがはっきりしない中では、なかなかすぐにこういった基金を利用活用するというところには至らないというふうなところであります。

いずれそれぞれの施設の管理である各課において、今後5年、10年なりの計画の中での一つの参考とする形で、この計画を総務省の様式に沿った形で作成させてもらっているところであります。実際については、やはり日々あるいは年度年度の管理状況等を確認しながら、総合計画に乗せていって、そして実際の財政計画の中で反映させていくというふうな形にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

先ほどの議員のご質問の中に、デジタルガバメント推進についてもありました。これにつきましては、6月の議会で質問を受けておりましたけれども、7月の半ばに国のほうから手順書なるものが示されております。Zoomでの会議の中で総務省の担当からそれぞれ説明を受けております。資料については、様々な資料もそのときに受け取っておりますけれども、8月に入りまして、この中身を検討して、ほかの先進事例等も見ながら、推進体制を庁舎内のほうでつくっております。これにつきましては、総合計画の中に位置づけられておりますので、今の段階では手順書に関わる様々な附属したものは頂いておりますけれども、具体的に国を通じた、県のほうからもまだ来ておりませんので、やはりこれは動向を見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

森林組合の要望書の中で、地域林政アドバイザーの配置につきましては、地域林業にとって重要なことと思われまますので、積極的に取り組んでいただくことを要望しますとあります。また、結びには、今まで以上に行政と連携し、地域林業発展のために共に努力してまいりたいということで、共に努力して確保に向けて取り組んでいきたいと思っております。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

質問のある方、挙手願います。

3番、猪岡須夫委員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡でございます。

私は、会計年度任用職員の皆さんのモチベーションアップについてと、それから健康福祉交流館特別会計について質問したいと思います。

会計年度任用職員がいないと事務事業が回らないと。195人の方、令和2年度雇用があったと。2億3,900万の賃金、報酬、給与、時間外手当等々の支出があったと。ちょっと調べてみると、時間外が1%に満たない。逆に正職の皆さん方の時間外は非常に膨大な金額と。これ、苦情ありませんか。単金が頭打ちだというお話をちょろっと聞いたことがあります。庁舎内に苦情処理委員会はありますか。各種ハラスメントを吸い上げる公平な立場の機関がありますか。まず、1つ目の質問です。いかがでしょうか。

モチベーションを維持するためには、当然のように何かしらかの雇用側からの働きかけが必要なのですね。頭打ちだという話になると、そのモチベーションを維持するエンプロイサティスファクションというのがあるのだけれども、ESというのだけれども、お客様の満足度を町民の満足度、カスタマーサティスファクションですね、それに対して職員さんの側の満足度を維持していくために、どういうふうなことを考えてされているのか。当然のように雇用条件の中に、そうした苦情についてどこで吸い上げるよと。ここのお並びの皆さんは責任を取るためにいらっしゃるけれども、各種ハラスメントとか苦情については違う立場で見なきゃいけないです。いかがでしょうか。本当に時間外手当が少ないです。こちら辺でちょっと質問です。

2つ目です。ほかの自治体でホームページなんかには張り付けてありますけれども、各種温泉施設を手放す、譲渡する運営をしていただきたいという公開プロポーザルを行っています。こちらでは、平泉町ではそういうことをするつもりはない、ある。世界遺産のまち平泉で、例えば世界と平泉株式会社とか平泉バイオレジリエンス研究所とか、世界遺産のまち平泉の冠は本当に安く

ないようです。注目度は満点だと思います。満点というのは、東北地方にあってはね。そういう意味で、奇特な社会貢献をしてくださる個人や法人、あるのではないかなと思ってしまうわけです。3,000万円、今年度の予算、または累積で2億6,800万、令和2年度の決算まででそれだけの累積の繰入金、健康福祉交流館の特別会計に累積で出ていると。

コミュニティバスの運行だとか増便だとか、それから町道の改修だったり、それから8050問題の心配事、それから体育館の建設、庁舎の建設、もちろん3,000万ではどうにも足りないでしょうけれども、ご奇特な個人や法人さんに向かって呼びかけるという手段があってもいいのではないかと思います。貴重な財源をいろんな意味で使えるように、いかがでしょうか。公開プロポーザル、やってみないかというのを、そんなにお金かからないはずですよ。よろしくお願いたします。

質問を終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

まず、会計年度任用職員の関係でモチベーションというふうなお話がありました。

任用に当たっては、それぞれの方々の前歴換算ということで、それまでの過去の履歴によって単価が決まってくるわけですが、ほとんどの方々が今の例規の定める中での最高額となっておりますので、そういった意味での頭打ちというふうなことになるかというふうに思いますので、ここについてはそういった最上級の位置にいるというふうなことです。これについてはこれでご理解いただくということになります。

なお、様々な不満とかそういったものについてのということですが、昨年度、町のほうで職場のハラスメント基本方針というのをつくっておりますので、この中でいろんなよりよい職場環境づくり、そういったものを定めておまして、どういった場合にハラスメントに当たるかというふうなことまでも説明した中で、今のところはそういった窓口は総務課のほうに置いております。第三者機関というものは特設設けておりません。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ご質問につきましては、平泉町健康福祉交流館の運営等に係って公開プロポーザルを実施してみませんかというご質問だったと思います。

現時点で、こちらのほうの運営に関しましては、平泉町の健康福祉交流館検討運営委員会という外部の方々が入った組織がございます。年に2回ほど開催しております。この運営に関しましての報告や、それから取組など、そういったものをこの委員会の中で外部の方々と一緒に検討している中で、この施設はもう20年たっております。指定管理制度の活用なども検討してまいりました。しかしながら、住民サービスの中で、現時点では直営で住民のため、住民以外の方も

ご利用していただきますが、そういった中で運営をしていったらどうかと。それで、確かに一般会計の繰入金というふうな、いわゆる赤字と言われれば赤字の経営になりますが、そういった部分で参考までになのですが、3,000万、2,000万という数字がいかな数字かなというのがちょっと分かりにくいところがあったので、ざっと計算をさせていただきました。直近の話だけをさせていただきます。

平成28年度からなのですが、繰入金に対して本来、繰越金というのがそこは相殺しなければいけない金額だろうなと思っています。それで、平成28年度は相殺した中で、さらに利用者が9万9,651人います。そういった中で、そうすると1人当たり純粋な繰入金はどのぐらい、いわゆる平均というかそれが当たるのかなと。平成28年度については1人149円。つまり500円払って、ちょっと赤字の分150円を町のほうからまたさらに持ち出ししていると。1日で換算しますと、1年間を340日と考えれば、1日約4万3,539円を毎日繰入金から出していると。それが平成29年度におきましては、1人当たり182円、1日当たり5万2,306円と。平成30年度においては、1人当たり223円、1日当たり6万3,181円と。令和2年度につきましては、当然その倍以上、529円と、1日当たり9万8,355円というような金額でございます。私どもは、公開プロポーザルもそうなのですが、3,000万という数字、2,000万という数字がいかなものかということを実感するために、このように1日当たりの分を出してみました。ここの部分を何とか、今まで300円でやっていたものを500円、通常の料金に戻すべきなのか、それともさらにこういった人たちが多く来てもらえるような、来てもらえれば、先ほど言った1人当たりのこの金額というのがもっと詰まるはずです。

さらにお話しさせていただきますが、公開プロポーザルの話ではないので、ちょっと蛇足になりますが、毎年9万人以上の方が来られるということは、1か月大体8,000人、7,500人ぐらいの方が温泉に来られると。言葉が悪いです、平泉町民の方が1か月に1回は来てくださるぐらいの、このぐらいの温泉の利用でございます。ですので、場合によってはいろいろな方法、手段を取らなければいけません、このぐらいご利用していただいている部分について、何とか、先ほど町長が申し上げましたが、今いろいろな形で協議を進めるつもりにしておりますので、そういう格好で今後も進めてまいりたいというふう考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

3番、猪岡須夫委員。

3番（猪岡須夫君）

お話し伺いました。

195人の方がいらっしゃるにもかかわらず、苦情は総務課が対応するよと。それは見える方向が違うかもしれませんが、パワハラ言いにくいという評価を受けるのではないかなと私は思います。そういうふうに思います。雇用条件なり、または各種ハラスメントなりを伝える、解決してほしいというお考えをお持ちの方がもしいたとすると、それはやっぱり真剣に討議、協議できて指摘できるようにしなきゃいけないはずなので、まして116人の職員さん、全職員に対し

てはあるでしょうけれども、ないというのはやはりちょっと今どきおかしいのではないかなと私は考えます。

それから、健康福祉交流館、字大沢 1-1、観光商工課分2, 212.36平米で、駐車場とかもいつ満杯になるのか分からないのに百何十万出していると。あと、字大沢 3-5、4.7平米、地目名称なしで3,500万円の登記、これ、固定資産台帳で見られます。公開プロポーザルをすれば、多分、興味のある方はそこまで追っかけると思うのです。公課として、建物に現在の公課が1億円でしたね、大体。そんなふうにもう全部見られます。もしかすると、とてもいい施設として見ていらっしゃる方もいるかもしれない。町民の利用が現在と同じように確保されるのであれば、公開プロポーザルをして、広くご奇麗な個人や法人の方と協議ができるような体制を私はつくっていただきたい、そう思います。

以上です。終わります。お答えをいただいて。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほどの窓口の件ですけれども、会計年度任用職員につきましても正職員と同じような対応ということですので、そういった窓口については、同じように対応できるというふうなことでありますし、なお、様々な各課において正職員と会計年度任用職員、いろんな職場環境の中で勤務していただいているわけですけれども、労働条件とかそういったものについては、職員組合のほうでも情報収集しながら働きやすい職場環境に向けた対応をしておりますので、そういった内容については随時、総務課のほうにも情報等いただきながら、よりよい環境の中で働けるように努めているところでございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

公開プロポーザルの件でございますが、先ほどの繰り返しになりますが、今、こちら、町のほうでもワーキングチームを、さらには先ほど町長が申し上げましたいろんな形でこの温泉の活用のところを今、検討中でございますので、現時点ではそちらの方向でまずは協議検討を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

6 番、三枚山光裕です。

新型コロナウイルス感染症の下での生活は、もう1年半以上となりました。昨年の総括質疑では、新自由主義の下で医療や介護、福祉の削減は公、公共の力を弱め、そのことで社会の抵抗力、

すなわちコロナを克服する力をも奪ってきたという話をしました。本当の苦労は、新型コロナの感染拡大の下での困難というのは、昨年9月の時点はまだ入り口で、日本の社会の脆弱性は、医者に診てもらわぬことなく命を落としていくという深刻な状況が明らかになったと思います。

そうした中で、令和2年度の予算の執行は、当初予算とは大きく違ったものになったといえるかもしれません。そして、平泉町では、小さい町のよさ、公の力が発揮され、青木町長をはじめ、役場、教育委員会では、岩淵教育長をはじめ職員一体で、コロナへの対策とともに町民の健康と命を守る町民生活を支えるための努力が進められてきたと思います。そのことに対して、心から敬意を表したいと思います。そして、決算審議が、今後も続く新型コロナ感染症の下で、町民の生活を守り、新年度の予算編成に結びつくようにとの立場から総括質疑を行いたいと思います。

まずは、歳入については1つ、それから歳出について6つ、特別会計1つ伺いたいと思います。歳入についてであります。

町民税、町税ですけれども、令和2年度の決算で町民税は給与所得者あるいはその他の所得者の納税額は減りましたが、営業は増えたということでもあります。課税は前年度の所得に対してでありますから、今年度、令和2年度の税収は2019年、令和元年度の所得に対してということになります。コロナの影響は受けていないということになると思います。それで伺いたいのは、令和3年度の課税の7月、6月ですか、出ていると思います。令和2年度と比べてどうなっているのかをまず伺いたいと思います。

それから、そこで今度、歳出に関わって、まずは総務民生に関わる問題で、時間外手当の問題を聞きました。昨年、その前からですか、保育士が増えて時間外がずっと減ってきたという話もありました。そこで、やはりこの時間外というのは本当に大変で、1つは職員の健康の問題、2つにこの間のコロナでも明らかになったと思うのですが、災害時の対応のためにも、やはり職員が余裕を持ってといいますか、やっぱり働けるという状況が大事だと思います。先ほど来、会計年度職員の問題もありました。あるいは再任用の職員の方もいらっしゃる。定員の問題というのはありますけれども、いずれこうしたこの自治体でももう既に正規職員以上のこういった臨時といいますか、職員がいるという状況に自治体はなっていますけれども、こういう中で、やはりしっかりと健康を守りながら、しっかりとちゃんと住民のために働けるようにすることが大事であります。その辺では、今後、今の定員問題とか含めて、どういうふうにか考えるのか伺いたいと思います。

それから、4款に関わる、衛生費に2つなのですけれども、1つは健診の受診率のことを昨日伺いました。やはりコロナ禍で通常の病院なんかも控えているという方は全国的に問題になっていました。病院自体も患者を制限せざるを得ないという実態もあります。病気の予防あるいは重症化しない、早期発見、治療というのがいよいよ重要だと思います。健診が今、保健センターだけということになって、令和2年度より令和3年度は増えているのではないかと昨日の答弁ありましたので、保健センターだけでは本当にそうした受診率、健診率が下がっているという状況なので、やはりこれはここ1年半でのコロナ対応、いろいろ蓄積があると思うのですよね。そうしたことを踏まえて、もう少し具体的にこの健診率を再び上に上げていく点での具体的改善策

は持っているのかという点です。

衛生費の関係で広域行政組合の負担金に関わってなのですけれども、成果報告の72、73ページにごみの量の問題が資料に載っていました。それで持続可能な環境、温暖化対策、それから2050年のカーボンニュートラル、二酸化炭素の排出量というのがありました。そこの関係もあります。実は、この事業系は随分多く減っていました。ところが、家庭系が焼却、可燃ごみで3.4%減ったということですが、不燃ごみや粗大ごみがどんと2桁にも増えているところもあります。一方で、資源ごみが減ると。この間の何年来のそういったごみ問題、環境問題の質問でも、例えば廃品回収の問題で学校に進めると言っているのですが、もちろんコロナ禍もありますよ、減っているという状況の中で、やはりこれは踏み込んだ政策というか、取り組みがないのではないかなど。何か私からすると、通り一遍の答弁がずっと入ってきたとかごみ減量について思うわけですが、その辺ではどうなんですか。費用の面でも、ごみが増えれば広域行政の負担金も増えるわけですから、その辺について質問をいたしたいと思います。

それから、農林水産、これは歳入との関係でもあると思うのですけれども、いずれ去年12月でしたかの補正で、米で言えば一反歩、10アール4,000円の、ありました。大変、農家は助かったと思います。こういう点で、今度ここでは60キロ1万ですか、前渡金というか、早場米9,000円という話もありました。これは去年の時点では下がるだろうといっても、ここまでは予測もされなかったかもしれない。そういった中で、やはり引き続いての農業への支援というのにも必要なのだと思うのですが、この間、今後の対策で検討しているという話がありましたが、具体的にはどういうものか、今、議論しているところがあれば答弁いただきたいと。

それから、商工費、観光振興費ですか。決算書見ると分かるのですけれども、この振興費の支援といいますか、令和元年の決算書と比べて分かるのですけれども、備考欄が2倍ぐらいのスペース、つまりそこくらい支援補助というのがいっぱいあったところが見て分かるのですけれども、それだけコロナの影響が大きかったということなのですから、別な言い方すると、支援がなければやっぱり商売やっけても立ち行かないということでもあったと思うのです。人が来ない、観光客が来ないということなのですね、観光業にとっては。そして、当面この状況が続くということになりますので、一般質問の中でも町長や八重樫課長の答弁にもありましたマイクローリズムというの、これはあくまでも一つの方法としてなのかもしれませんが、言わば今、足腰を強くしていくということが、コロナが収まって遠くからも観光客がいっぱい来ていただく時期に向けても、足腰が強いということは大事だと思うのです。ですから、一般質問でも時間がなかったものでしたから、なかなか答弁の時間もなかったと思うので、もう少し踏み込んだいい提案があれば、どういうことを考えているのかということがあれば伺いたいと思います。

それから、土木費に関わってです。昨日も同僚委員にリフォーム、リノベーション関係の問題なのですが、ありました。昨年、雪の被害、桁が壊れたか雨どいがという、比較的軽いというか軽微というか、この仕事というのは実はまだいっぱいあってといいますか、なかなか頼んでも業者さんが来ないという話もあります。これは地元の業者の仕事にも実際はなっているようです。

この間、リフォーム、リノベーションのことについて言えば、リーマンショックのような、もう既にこれはリーマンショックどころではないという今の経済状況ですから、それから東日本の支援、住宅支援の、これも終わるということでは、言い訳といいますか、もう既に通用しないというか、いずれやると言ったわけですから、新年度の予算もこれから今度はそちらに向かうということになれば、具体的に進めるべきだと思うわけですが、その辺をもう少し伺いたいということです。

それから、特別会計、国保であります。2つちょっとこの件では、不納欠損というのは件数的には何件あるのかなということと、それから基金、元年で4,000万ほど、この令和2年度の決算では9,600万の基金、国保であるというふうになっていましたが、実際、今、今後の見通しなどについて伺いたいと思います。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

それではまず、町民税の当初賦課の関係でお答えいたします。

令和2年度と令和3年度の当初賦課の状況ということで今、ご質問がございましたけれども、当初賦課で比較いたしますと、令和3年度は納税義務者数は26人の減となっております。ただし、金額につきましては、逆に増えまして、118万500円の増となっております。こちらの増の分析なのでございますけれども、まずは給与所得者につきましては、こちらは逆に人数としては減っております。コロナなどの影響かそれ以外の理由かもしれませんけれども、退職者が増えているのではないかと思いますし、あとは事業所単位で見ますと、給与は頂いているのですけれども、その額が全体的に下がっている事業所がございましたので、それでの減となります。

ただし、営業所得者と、あと農業所得者については、逆に所得割を納める方が増えまして、またそちらのほうの金額も増えております。事業所得としては減少しているのかもしれませんけれども、コロナ関係の給付金等の影響で所得割のほうが増となっているのではないかと考えております。また、農業所得者につきましても、米の販売収益は令和2年度は減少しておりますけれども、結果として所得割のほうが増えているというところを考えますと、こちらも給付金などが影響しているのではないかと分析しております。

続きまして、国保会計の不納欠損の関係でございまして、不納欠損については、国保会計の不納欠損は259万6,800円の増となっております、前年度に比べまして、こちらのほうは地方税法の第15条の7第4項による滞納処分の停止を平成29年に執行しまして、3年間継続による徴収権が消滅したものが3件ございます。また、課税者死亡により、相続人が生活困窮であることにより、地方税法第18条の1の消滅時効を迎えたものが1件となっております。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

私のほうからは、職員の時間外手当の関係のご質問にお答えしたいと思います。

令和元年に比べますと、令和2年度は500万円ほど時間外手当は減額になったところでありま
す。衆議院議員選挙、県知事選挙の分が減額になったということでもありますけれども、やはり時
間外につきましては、本来正規の時間の中で計画的な事務執行を心がけて、時間外をしない
ようにできればもちろん一番いいわけですが、やはり突発的ないろんなことが生じます。
令和2年度では、増原因としては総合計画の作成がありましたけれども、そういったものとか、
あとは新型コロナウイルス関係あるいは除雪に関わる費用、そういったものについては増額とな
っております。基本的には、先ほど申し上げましたけれども、計画的な事務執行を心がけて、
できるだけ時間外はしないようにというふうなことで、職員のほうにもその辺は伝えております
し、仮に時間外が多くなったというふうな場合については、その令和2年度から入りました庶務
管理システムの中で、現在は毎月どのくらいの時間外になったかというのが表示されるような仕
組みになってございますので、そういった場合については職員に声をかけたり、あるいは場合によ
っては産業医の面談も必要な場合もありますけれども、そういったことで時間外勤務について
は極力しないようにしながらも、いろいろなその場その場の突発的な対応には対応していかなけ
ればならないというふうなことで、今後につきましても、様々な特殊要因があろうかと思いま
すけれども、そういった中でもできるだけ計画的な事務執行を心がけながら、それぞれの職場の中
で計画的な運用を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、健診の受診率のほうは、令和2年度におき
ましてはやはり例年に比べまして落ち込んでいるところです。町民の皆様の健康の保持と、それ
から疾病の早期発見、あとは重症化しないためにも健診を受けていただくように、現在も未受診
者の方々への周知ですとか追加健診なども行っておりますので、引き続きその対応をしていき
たいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症の状況等にもよるかとは思いますが、昨年度も長
島地区を会場とした健診ができないかということで、所内のほうで検討したところでしたが、や
はり密になるということと、あとは先日も言いましたが、ワクチンの接種会場になるというこ
とで、今年度も保健センター1会場で実施をしております。来年度の感染状況等にもよるかと思
いますが、所内では、長島地区を会場とした健診の実施についても模索しているところで
ございます。

また、健診は受けて安心ではありませんので、精密検査になったような方々につきましては、
ぜひ詳しく診ていただけるように、逐次といいますか、声がけというか、電話連絡などをしなが
ら対応していきたいというふうに思っております。

あと、20歳から60歳までの5歳刻みの節目無料とか、あとは健幸ポイント事業についても引き

続き実施をしながら、健診を進めてまいりたいと思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

私のほうは、衛生のごみについてのご質問でございました。

主要成果報告書72ページのところでお話がございましたが、令和2年度のごみの関係ですが、可燃ごみ、家庭系が3.40%、事業系のほうはさらに17.77%減っていると。一方で不燃ごみ、家庭系については9.74%と増加しているというようなところでございます。

そこで、資源ごみとの関係と今の現状の令和2年度コロナ禍だということも多分、影響しているのではないかと思います。いずれ家庭系のごみが減りながら、一方で資源ごみの紙類、缶、プラスチック関係については若干でございますが、前年度よりも取り組みが進んでいると。それから、不燃ごみの家庭系については9.74%というふうなことで伸びているというふうなことでございますが、一方で資源ごみの瓶とかペットボトル、特に汚れたものなどについては、もしかするとこちらの不燃ごみのほうの家庭系の中に入っているのではないかなど、いわゆるなかなか外ではなくて家の中でのいうようなことで、消費の部分についても、可燃ごみについてもそういったところもあるので、無駄なものは買わないとか、そういったところで可燃ごみの部分が減ってきているのではないかなというふうな推測されるものでございます。

いずれごみの関係につきましては、委員ご承知のとおり、広域行政組合で分担金につきましては、ごみの処理については均等割が10%、それから利用について90%と、出せば出すほどやっぱりその負担割合が高くなるということで、そうならないように、やはりごみのこういった部分については、SDGsの中のところにもございますが、まずは意識的に無駄なものといっちはあれですけれども、そういった買うものについてもそういう意識をするというふうなこととか、なるべくプラスチックごみについては、やはりマイバックを持って推進するような形とか、そういった取り組みとか周知などを図っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

さらに、大きく捉えれば環境問題なのですが、これはこの表にもございますが、環境学習というのを2か所の実施ということになりました。これもコロナの関係で例年よりはちょっと少ないところだと思うのですが、こういった環境については、そういう機会小さいときから意識づけをさせていけば、大きくなってから意識しようではなくて、小さいうちからこういう環境とかに興味を持ってもらうような、そういう取り組みを関係課と連携を取りながら何らかのそういう方法を取って、意識の高揚なりそういう取り組みを進められればなというふうに考えております。

それから、私のほうではもう一点、国民健康保険の財政調整基金の見通しというふうなことのご質問だったと思います。

まず、現在、令和2年度での基金の積立てが、先ほど決算でお話ししましたが1,660万4,918円ということで、現在1億4,090万8,413円という状況になっております。これにつきましては、平成25年度からの税制改正以降、医療費の抑制と保険税の徴収の向上に努めており、単年度収支においては財政調整基金積立てを行い、国保財政の安定に努めてきたところでございます。各年度

の歳出においては、保険給付いわゆる医療費が大きく占めており、この保険給付金の増減によって今後、財政運営は大きく左右されるというふうに考えていることから、医療費の適正化対策を図っているところでございます。財政運営を安定したものにするためには、歳入不足に備えたやっぱり財政調整基金を保有することが不可欠だと思っております。

そこでなのですが、今お話ししました積立てについては1億4,000万ぐらいの金額になっておりますが、今後の見通しでございます。未就学児の均等割額の5割軽減が来年4月1日から施行される予定であるというのは聞いておりました。町負担分の財政の確保として必要になってくる部分と、それから国保税の県の統一化のやっぱり時期を見据えてということ、多分毎回そういうお話もされているかと思いますが、情報としては令和6年度をめどに方向づけということで、何年になるかはちょっと見通しがまだ立っていないということになります、いずれ3方式というふうなことになります。

当町では4方式を取っておりますので、資産割というふうな部分が入っております。今、資産割につきましては、国保税の約1億5,000万のうち約10%、1,500万ぐらいがそのようになっております。この部分をどうするかというところを踏まえながら、全体の国保税の確保をこれから関係課と協議して、どういうふうな方法でその対象者の方々につきまして、どのように激変緩和を考えながらとか、そういう措置をしていく部分と、昨年度から今年度におきましては、医療費も人数も減ってきているのですが、1人当たりの医療費がやっぱり若干高くなってきています。これから当然のごとく少子高齢化、特にも団塊の世代がもうここ数年、2年ぐらいでそのような形で後期高齢になりますので、いずれそういったことも踏まえながら、今後のこの財政調整基金につきましては、十分検討しながら取崩しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

観光施策というか、コロナ後を見据えてですけれども、当課で行ってきた施策は給付型と観光振興の2つの柱を持っていました。それで給付型というものは、どちらかというと刹那的な補填だったのだらうと思っております。やはりお店にしても宿泊にしてもお客さんに来てもらうことが一番の喜びだということは言っていますので、今後はコロナ後を見据えて、給付型も重要ではありませんけれども、観光振興施策、主に重点を置いていきたいなというように考えております。

昨年行いましたまちはく事業では1,350人強の方々に泊まっていただきましたが、その中で非常に一関、平泉の方々が泊まっていたというデータもございますので、誘発するまでもなく、このコロナ禍の中でマイクロツーリズムというものが自然と生まれてきていたのかなとは考えております。いずれ、そのような施策を持って皆さんを元気にしていくような形にできればなというふうに思っております。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

米の下落に伴う食用米作付農家支援についてであります。全国各地で今、概算金が示されてきております。2割から3割という大幅な下げで示されてきているところでもあります。先日、岩手の全農でも金額を示し、県内各地の農協では今後、概算金を示すことになると考えているところでもあります。いずれ概算金が行くということは、概算金が行く、さらに来年度も転作を進めていくことになると思います。そのことにより、さらに生産意欲というのが低下するというのが、心配しているところでもあります。

また、高橋伸二委員から地域農業マスタープランのご質問が先ほどありましたが、地域農業マスタープランというのは、農地の集積集約化を進めるものでございます。転作をしろと言いながら、農地を集積集約化できるのかという大きな不安もあるところでもあります。いずれにしる、水田農業の維持と生産持続できるように、今後、一関再生協と協議していく予定であります。予定でありますので、支援採択についてはまだ白紙の状態でございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

リノベーション・リフォームの助成事業に関してでございますけれども、当町におきましては、リフォーム事業を経済対策の国庫補助というような形で実施したのがスタートでありまして、それからいろいろな経緯を経ております。地震の後には被災住宅もありましたということで、あとは新しいところでは、令和2年度から和風建築物の普及ということで新しく立ち上げたことがあるのですけれども、町全体の方を対象にしているのはリフォームというのは、今現在行っておりません。このときには緊急経済対策として国から補助が出たりですとか、被災住宅のほうも満額補助だったりとかということで、今、取り付きやすかったということで実施をしているところです。

昨日もご質問あったところなのですけれども、県内のほうでリフォームと名のつく補助事業を行っているのは約半数はあると。ただ、単発的なものというのはなかなか見受けられない状況になってきておるという状況でございます。当町といたしましては、リフォーム・リノベーションの補助に関して検討していくに当たっては、いろんな町の施策と連動させたりとか、国・県の動向を見ながら、その政策的な内容を組み入れたところで、必要とあればその都度、作成していくような形で検討いたしたいと思っております。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、町税、歳入の関係のということで、営業の方でいうと大体20万7,000円ぐらいかな、金額、令和2年と令和3年、2%ぐらい増えると、金額で。農業だと42万ということで20%増えた。今、答弁あったように、やっぱり持続化給付金とかこういった支援策が功を奏したと。これ

がなかったら、これは大変だったということにあると思います。だから、政策的にはいろんな支援策、国・県あるいは町独自もいっぱいありました。これがやっぱり正しかったというふうに見られるのだと私、思うのです。同時に、今言ったように、それがなかったらやっぱり大変だった。そこを踏まえて今後のいろんな支援の在り方というの、新年度の予算に向けてもやっぱり考えていく必要があるのだと思うわけでありませう。

この後の質問の方もあると思いますので、短くしたいのですけれども、例えばリフォーム・リノベーション、雨どいとか桁が落ちたとかという場合、やっぱり地元の人たちなのですね。持続可能などということ、よく今言われますけれども、そうすると、こういう仕事は、地元の大工さん、トタン屋さんとかそういう人たちに仕事が回るわけだ。だから、そこへのやはり支援というのが、助成などがあれば、これは循環していくと。以前も申し上げましたけれども、そういう点で、やはりそれは真剣に考えてほしいと思うわけでありませう。

それから、ごみの減量については、やっぱり人の配置が必要だ。いろいろこの分野で頑張ってきた職員、OB、再任用の方もいらっしゃると思うのですよ。だから、そういう点で、そうした人たちの力も借りないと、人の配置がないと、この減量というのは大きく進まないと思われませう。そういう点でもよく考えていただきたいと思われませうし、国保についてはずっと言ってきました。結局、コロナだ、統一の問題もあると、いろいろ言っても、結局、基金もまた戻ったり、国保の財調、ということになっていると。それで、この問題というのは、さっきの今はやっぱり生活がコロナもあって大変だということもありましたが、根源的には結局、国保税は重い税金で、協会けんぽなど比べて町内1.7だったかと思われませうけれども、1.7倍、2倍と負担が大きいわけだ。所得に対する。やっぱりそこに大きな問題がある。そうなるときに、やはりしっかりとこれは減税をせよ。とりわけ子供に対しての課税というのはどうもおかしいぞということなので、その辺を検討いただいて、新年度予算に生かしてほしいということで、もし答弁がありましたら。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、環境問題、ごみの問題につきましては、今、委員からお話があったとおり、やっぱり人の力というの、十分必要な部分がございますので、そちらについてはいろんな形で、専門家もいらっしゃると思われませうので、そういったところの力をお借りできればというところは検討してまいりたいと思われませう。

それから、国保税、財調の部分でございます。財調の部分につきましては、やっぱり今、コロナ禍でなかなか収納も難しいところもございませうが、いずれ財調につきましては、先ほどお話ししましたが、現在、国保税、納まっている分が1億5,000万で、それから県のほうに納付しているのが1億8,000万ということで、現時点でもその部分でも乖離は出ています。ですので、これからの収入の部分とそれから納める部分と、そういった部分もやっぱり鑑みながら、その財調の

ほうの活用をしていくような方向で検討をしていきたいと思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

リフォーム・リノベーション事業につきましては、当課に限らず、いろんな関係部署とも連携を取りながら情報交換しながら、何かいいものがあれば検討を進めていきたいと思っているところでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほか。

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

それでは、2点について手短かに質問したいと思います。

当町の財政収支の状況についてが1点目です。

現在、災害に等しいコロナ感染症の拡大に、令和2年度は国の多額の臨時交付金で賄われたわけで、そして財源については、70%に近い依存財源になって、自主財源がかなり落ちているわけでございます。そして今後、令和3年、それから令和4年に続けてこの状況が続くと考えられるわけでありまして。今後、財政調整基金につきましても、令和元年が10億、それが令和2年には11億という形で当局も積み増してきている現状ではあると思います。

お聞きしたいのは、住民生活のサービスの低下を招かないために、コロナ後の安定した財政運営をどのように構築するかということで、ここ近年の財政状況から基金の一般会計への繰入れを除いた実質単年度収支につきまして、平成30年度、そして令和元年度のところでもマイナスになっている状況であります。その中で、令和2年度の実質単年度収支についてお知らせいただきたいと思っております。

2点目でございます。少子化の中、コロナ禍において令和2年度は、国庫のほうからの臨時交付金による教育環境のデジタル化ということが非常に進んだわけでございます。さらにプログラミングの講習など、世界の最先端技術を担う人材の育成ということで、子供たちの教育に関してはかなり進んできた状況かと思っております。一方、現在、少子化の中で、そういったIT化が進む中で、地域での子育てということあるいは心の教育、そういったところも併せて今後、考えていく必要があるのではないかと思っております。

平泉町におきましては、10年前の世界遺産登録を受け、教育振興運動、平泉学という、平泉の子供たちにとっては非常に恵まれた教育環境にあったと思っております。社会教育の面でも、非常に教育面を進めていただいたとは思っておりますが、コロナ後のIT化が進む中で、子供たちのそういった面と、一方、地域での子育てあるいは心の教育とかそういったことについて、大事に両立を考えていくべきではないかと。教育費においては、交付金以外のところの執行は例年どおりされているようではすけれども、その辺のところ、両立のところをどういうふうに考えているかとい

うことをお話しいただきたいと思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

財政運営のご質問でありましたけれども、今回、令和2年度はコロナの関係で大幅な予算が膨らんだような決算状況であります。主要施策成果報告書の8ページのところに、決算の概況についてということで、1番のところに収支決算の状況があります。単年度収支につきましては、この表のとおり令和2年度3,109万2,000円の赤字というふうなところになってございます。これはこの表の実質収支がありますけれども、令和2年度と令和元年度の実質収支、それぞれ黒字ではありますが、令和元年に比べると3,000万ほど減というふうなところになっております。

いろんな指標があるわけですが、実質公債費比率と将来負担比率というふうなことで、本議会でも報告させていただいておりますが、この実質収支だけを見ますと、基本的には標準財政規模でどれくらいあるかというのを見ますと、標準財政規模が約30億ほどですので、この令和2年度の実質収支1億3,200万ほどの、これを分子として計算しますと4.4%ということで、この一般的に言われている財政指標の中では3から5%が望ましいということになっておりますので、これから見ても、まず令和2年度については標準的な望ましい財政状況になっているというふうに分かります。

なお、今後、このコロナ禍がどこまで続くかと、いろんな先生方のご意見では4年から5年ぐらいという方もおりますし、5年から10年というやはり年単位のスパンで見なければならぬというふうには思いますけれども、国のほうの交付金、こういったものをやはり、これは国として対応しなければならない感染症だというふうなことでありますので、そういったものを今後も見込みながら、なお、交付税についても、令和3年度につきましては令和2年度よりも多く頂けるというふうな見通しも出ておりますが、やはりその交付税の動向等も見ながら、こうした現在は危機的な感染症ではありますけれども、その中と、あるいは今後の開発計画、それらのバランスを見ながら、持続可能な行財政運営を心がけてまいりたいというふうにご考えてございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

コロナ後の子育て、コロナ後の子供たちの教育、どうあればいいかというふうなご質問だったと思いますが、全くコロナ前に完璧に戻るというふうなことはできないのだろうというふうに思います。となると、いかにITの力を活用し、そして今まで人と人とのつながり、学校では対面の授業というのがあるわけですが、そういうものをどう組み合わせる新しい教育をしていくか、子育てをしていくかというふうなことではないかなと、そのように思います。

この4月からタブレットが子供たちに1台ずつ行き渡りました。そうした中での問題点については、先日、平泉町内で起きていることの大変危ういというか、そういう面もお話をしたわけですが、オンラインにはなかなかすぐにはいかないというふうに思いますけれども、学校で

は、対面とともにその授業の中でツールとしてタブレットを活用するという、そういう実践が行われています。学校から校長さんが出している広報、平泉小学校、平泉中学校の最近の広報の中に、このような形でタブレットを授業で使っていますというふうな報告がなされています。中学校3年生の国語では、国語の授業の中でタブレットをお互いに持ちながら、そこに自分の考えを書き込んで、小グループでそれを見せ合いながら論議を深めるというふうな実践がされたりしているというふうな報告もあります。まずは学校の中で、授業や様々な活動の中で、子供たちがツールとして使いこなす、例えば学びのための資料をタブレットを通じてネットから探るというふうな形で活用したり、今お話ししましたように、学び合いの場でお互いの考え方を交流し合うという、そういうことから始めていくことではないかなと、そんなふうに思います。

一方で、危うい使用というふうなことについては、先日お話ししましたが、今朝のニュースによると、大阪でタブレットでいじめ自死が起きてしまったという、これは高校か中学校の女の子のようであります。つまり、爪はじきにされて亡くなってしまうというふうなことが起きていたりしますし、一方で、授業でオンラインで使っている中で、子供たちのいわゆる学校ではなくて休校措置を取っている中で、子供が学校、先生からのオンラインのものを使って授業をしているわけですが、そういった中で感想として、画面には何十人というクラスの子たちの顔が出てきて、いろいろ話、やり取りがされるのですが、対面と違って話合いができにくいと、隣の人が何考えているかというふうなことが、即時その場でお互いにやり取りをするということができにくいというふうな不満というか、そういったことを述べているようでありますし、オンラインで先生が発信するのは約20分、小学校ですがあとの25分は課題が与えられて、そしてそれを自習の形で取り組み、そして学校に行ったときにそのことについて先生にタブレットを出して報告をするということで評価をいただくという、そのような形での取り組みというのがなされているというふうな報告があったようであります。

といったようなことで、どう両立するかというふうなやり方については、これから様々な工夫がされていかなきゃならないと思いますが、まずは学校の中で、それぞれの発達段階に応じて、タブレットをツールとして使いながら授業をし活動をするというところから進めていく形が、新たな授業づくりなのかと、そんなふうに思いますし、そうした中でも対面で、いわゆる人と人とが顔を合わせて、そしていろんな話合いをする、いろんなことを活動として取り組んでいく、そういった中で達成感なり成就感なりを自分たちのものにしていくというふうなことも大事にしながらいふふうなことではないかなと思います。

子育てについて見ても、今でも親子がそれぞれ家庭ではお互いにスマホをいじって、顔も向き合うこともなく生活をするという場面があるというふうなことがよく言われるわけでありましてけれども、一定の時間はスマホやタブレットから離れて、そしてお互いの声を交わし合う、表情を見合うというふうなことも大事にしていくということが必要かなと、そんなふうに思います。

かろうじて、今のところ平泉では、タブレットを使ってのいじめにつながるようなことは報告はされていません。ですが、いつ何どきどのような形になるか分かりませんので、大事なものは何かというふうなことを刷り込みながら、上手に使っていくというふうなことは大事になってく

るのかなというふうに思います。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時28分

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

それでは、2つ目の質問について、もう一度質問させていただきます。

1つ、国・県のほうで地域とともにある学校を目指してということで、本県は教育振興運動を長く行って成果を上げていると思うのですが、国・県がコミュニティ・スクールという地域とともにある学校を目指してという試みがもう既に始まってはいるのですが、当町でもいずれ取り組むことになるだろうというふうには言われておりますが、特に少子化、そして各地域が人口減少、そして地域自体がなかなか成り立たなくなっているという中で、子供たちを本当にみんなで育もうという、そういった意味では、各自治体が特色のあるコミュニティ・スクールをつくっているところも県内では増えてきているというふうに聞いております。

そこで、コロナも考えた上で、本当に地域で子供たちを育てるために、当町はどういう形でもし取り組むとすれば、そういうコミュニティ・スクール、もう既に平泉の部分ではできている部分も多々あるとは思いますが、考え方を伺いたいと思います。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

コミュニティ・スクールについては、国ではそれぞれの市町村、令和4年から発足してスタートできるようにというふうなことで、義務化される形になっています。平泉町としては、その令和4年にスタートできるようにということで、これまで各学校区のPTAとか先生方とか集まっていたら研修会を開いたり、あとは学校ごとに協議の場を持ったりというふうなことで、現在準備を進めているところであります。ただ、その令和4年度スタートというのは、4月スタートにするのか、令和4年度内に立ち上げるかというふうなことについては、まだ論議をしているところであります。拙速を避けずに、じっくり話し合っ決めていってもいいだろうというふうに思っているところであります。

平泉町としてのコミュニティ・スクールのベースは、現在取り組んでいる例えば教育振興運動であれ、評議員制度であれ、学校支援活動であれ、PTAであれ、そして平泉学であれ、そうし

た今、取り組まれているそういう組織を全く無視して新たなものをつくろうということではなくて、今やっていることをまとめて、それぞれのよさを生かしながら、そこに関わっている方々に参加をしていただいた組織づくりをして、これまでやってきたことを洗い出しながら、全体として取り組むべきことは何なのか、学校を支える応援団として何ができるかというようなことについて、考えてまとめていくことではないかなというふうに思っています。

なお、組織化については、市町村によってはそのまち全体でコミュニティ・スクールをつくるという、1つのものにするというふうな考え方を取っているところもありますし、学校区で1つのコミュニティ・スクールというふうなものでいいのではないかなというふうな、そういった様々な考え方があります。町内は小中、合わせて3校しかありませんが、その3校を見ても、それぞれの特色とか、個性といったらいいでしょうか、そういったものが違いはあります。それを全て真っさらにして、新しい考え方でというふうなことは、スタートの段階でかなりぎくしゃくする部分も出てくるのではないかなと思いますので、今のところはそれぞれの学校区で多少の組織的な違いが出たとしても、今までやってきた、蓄えてきたその力を十分に発揮できるような形で進めていっていいのではないかなと、そんなふうに思っているところであります。

できれば来春あたりまでには、それぞれの学校区のおぼろげながら組織づくり、そして目指す方向性といったものが考えられていけばいいかなと、そんなふうに思っているところであります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

そのほか。

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

多分、私が今日の最後になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれ、去る11日に先ほど農林振興課長が話しておりましたように、米価が報道されました。私も一応、農家やっています、その値段を聞いたときに、非常にどっと疲れが出ました。今も疲れています、頑張って質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと、このように思っています。

昨日、不完全燃焼した部分ですが、世界遺産登録10周年機運醸成業務委託料という990万があったわけですが、FMあすもだよというところまでは聞きましたが、いずれ使い道、どのような使い道をしたのか、それから効果的にどのような効果があったのかという、その部分をまずお知らせをいただきたいと思います。

次に、もう時間もありませんから、水道にいくかと思いましたがやめました。

次は、収入未済額の関係ですが、いずれ収入未済額及び不納欠損というものは、令和2年度、町税現年の課税及び滞納繰越金合わせて、その収入未済額が1,428万何がしあると。それから、不納欠損の総額は421万何がしあると。こういう額は年々増えてきているやに思いますが、その点の解消方法といいますか、今後、多分の額でございますから、全部不納欠損にするわけにはいかないと思いますから、徴収方法なり、今後のそういった課題をどうしていくのかというようなことをお聞かせをいただきたいものだなというふうに思っているところであります。

それから、水道事業にあっては、ここ人口減少どんどん進んでいくよとっていますから、使用量そのものも減っていくというのは、これ当然の話だと思います。これを、今の使用量をどの程度になったときに値上げをするという、多分時期が来るだろうというように見えています、そこあたりの見込みといたしますか、そういうものをお聞きをしたいというように思います。取りあえずその部分について。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

世界遺産登録10周年機運醸成のお話でございました。昨日、ご説明した中で伝わっていない部分がありましたら、申し訳ないなというふうに思います。改めて詳しくご説明したいと思います。

F Mあすもではなくて、F M岩手でやっております浄土の館に放送局を設置して、毎週月曜日に12時から30分の放送をしているひかるF Mの放送の業務委託ということになります。これにつきましては、世界遺産登録10周年というふうなタイトルを冠したのが令和2年度からということになっておりまして、3年間これについては継続をするという予定になっております。要するに、世界遺産10周年の前の年から実施をしたという事業になりますけれども、それ以前はまた別にやっていたわけですが、位置づけとして、令和2年度からは世界遺産10周年に向けて機運を醸成していく、そしてその情報発信を町内外に行うことによって、さらに令和3年度に行う10周年を盛り上げようということで、情報発信としての位置づけというふうな意味合いを持ってございます。

今年度については、このとおりコロナということで、10周年事業は半分以上は実施はしておりますけれども、なかなかできない中でございますが、放送を通じて、毎回の放送の中で、平泉町世界遺産登録10周年ということを頻繁に放送を通じて町内外の方々に周知をしているというふうな放送内容になってございますし、番組構成としては、世界遺産に限らずですけれども、平泉町内のあらゆる出来事、そして地域の小さいような出来事も取り上げて、内外に放送をして情報発信をしているというふうな事業になります。

それから、SNSを通じた情報発信も併せてお願いをしております、Facebook、Twitter、YouTube、これは年間数百回の規模でほぼ週に3から4回ほどというふうなことで発信をさせていただいておりますし、あと、町内全戸配布にひかるFMの折り込みといたしますか、年間4回発行させていただいております、放送だけではなくて、字をもって町内のいろいろな事業の周知をしてきたと、その委託事業ということになります。

F M岩手での事業費は1,110万8,385円ということで費用がかかっておりますが、これに対して990万の業務委託料を支払っているということでございますので、F M岩手の自己負担額が120万8,385円ということになってございます。この1,100万の内訳ですが、人件費として支局長、それからパーソナリティー、リポーター等の人件費が約300万円、残りの730万ほどについては、取材に伴う携帯電話の料金であったりとか、あとは発行する町内折り込みの印刷費であったりとか、電話料であったりとか、一番大きいのが電波料ですね、毎週30分の放送に対する電波料、これが約700万ぐらいかかりますので、そういったものに費用としては使われているというところでご

ざいます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

収入未済額の収納のことについてお答えいたします。

収入未済額については、町税の収入未済額が全体をほとんど占めるという状況になりますけれども、平成28年度からの額をちょっと比較いたしますと、平成28年度にはその収入未済額というものが約4,700万円ございました。平成29年度は3,500万に減りまして、平成30年度は2,800万、約ですけれども、令和元年度には1,900万、令和2年度に入りまして2,300万ということで、令和元年度までは順調に収入未済を圧縮してまいったところだったのですが、令和2年度につきましては増額ということになりました。

令和2年度の増額といたしましては、347万864円が前年度に比べて収入未済が増えているということになりますけれども、この中で一番今回大きかったのが、徴収猶予の部分です。347万に対して徴収猶予は758万150円ございましたので、もしこの徴収猶予が入っていなければ、収入未済の額は圧縮傾向にあったのではないかなと思いますけれども、ということでこちらのこの徴収猶予の徴収を、まずは今年度はしっかりと徴収していくということが重要かとは考えております。

ただ、コロナの影響で結局その事業者の方がなかなか納付できないというご相談もございましたので、そこは今、換価の猶予というところを1件適用いたしまして、分納で今、納付を始めているところでございます。ですので、相談をしながら分納なども使いまして、そして徴収していくということにはなりますけれども、ただ、その1社以外は今のところ納付はしていただけるということでお話はいただいておりますので、こちらのほうの徴収猶予については、その1社を除いては収納ができるのではないかというふうには考えております。

あと現在まで長期の滞納者などが発生しておりまして、10年くらい前の債権もございます。今回不納欠損したものについても、古いものについては平成19年からの執行停止というところにかけて、10年くらい頑張って債権の管理はしてきたのですが、結局はお宅に伺って、その家の中を調査して、財産があるかないかとか、あとは預金調査をして、結局は処分できる財産もない、収入もない、そして病気であるという方に関しては、地方税法の第15条の7の執行停止というところも視野に入れながら、滞納整理はしていきたいと考えております。

また、岩手県のほうに滞納整理機構という機構がございまして、そちらのほうと打合せをしながら、困難なケースに当たっては、計画などを立てたり相談をいたしまして徴収には当たっております。今年度に関しては、7月に滞納整理機構のほうで町のほうに来まして、そして困難案件というか、こういう方々はどういうふうに滞納整理していったらいいのかというところで打合せをいたしまして、そちらの方向で進みましょうということで、優先順位をつけながら徴収には当たっております。

以上です。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道事業の使用量ということでございますけれども、まず、委員おっしゃるとおり、人口の減少は避けられないところでございます。それに伴って、使用水量が減るといこともございます。また新たに違う企業さんなどが来て増えるという可能性もなきにしもあらずですけれども、現状のままでは、使用水量が減って収入が減になっていくという見込みではございます。

今、当町の水道事業は、水道ビジョンによってある程度の試算を計算しまして、それにのっとってやっております、決算上も純利益を出して、今のところは順調な経営をしているわけです。

今、管の更新事業は年度計画で実施しておりますけれども、今度は建物の耐震診断を令和3年度から実施しております。その耐震診断の結果、その配水池とか浄水場とかの建物がちょっともたないということであれば、新たにそれに係る費用を計算して、その経営状態と照らし合わせて、そこで料金を検討していくという段階になります。今まで耐震診断を行ってこなかったというのは、国の指針の改定が令和2年に行われるということで、一旦早めに耐震診断やっても、指針が変わればまたやり直しになりますので、その新しい指針を待っていたというところがございます。令和3年度からの建物の耐震診断を実施しているということでございます。以前の耐震診断と違って、オーケー、アウトというものではなくて、さらにある程度の事業費まで、もしもたなかったら、どういう工法でどこまで、幾らぐらいの費用がかかるということまである程度出せる耐震診断ということで、今年度から実施をしていると。これが単年度で終わらなくて、2年、3年かかるというので、その結果を見ながら、また使用水量のシミュレーションをしながら、再度、財政計画のほうを検討して、そこであと料金の検討も併せて行うというような形になってくると思います。

準備できる段階のものは早速準備は始めるつもりでございますけれども、大きな施設の耐震診断の結果を待つ部分もあるということでございます。今今ということではございませんけれども、今の段階ではよろしいのですけれども、その結果によってどういうふうになるかというのは、もう少ししてから検討、詳細になるということでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

F M岩手は、ただいま課長のほうからる説明いただいて、やっと990万にだんだん近づいてきたなというように思いました。それを分からなかったものですから、電波料も非常に高いものだなというように今、実感をしたところであります。いずれその効果というものは、いずれにしても今年このコロナの関係で、いくら宣伝しても来なかったよというのは、これは現実だと思っているのです、私は。ですから、ある程度、私から言わせると無駄な部分もあるのではないかと、いうように思いますが、その辺の考え方はそれぞれですから、それは当局の考え方そのもので構

わないわけですが、個人的にはちょっと無駄な部分も相当あるのではないかというように思っていたところであります。

それから、今、建設水道課長のほうからお話ありましたが、いずれ建物の老朽化等々によって今後の水道料金が変わってくるのだよと、それはそのとおりだと思いますし、また、いずれ広域で水道事業をやるといふ時代も来るのかなというように思っていますが、その考え方についてもお伺いをしたいということです。

それから、その収入未済額の関係にあつては、今、課長のほうからのお話があったわけですが、いずれにしても、今までも多分の不納欠損だったり収入未済額だったり、いろいろあったわけですが、特にも昨年コロナ禍にある環境の中ですから、払いたくても払えないという、そういう方もたくさんいらっしゃるのだろうなというように思っていますが、いずれそれを見逃すわけにはいきませんので、今後ともひとつそういう県のほうの力をいただきながら、できるだけ不納欠損を出さないようにしてほしいなというように願ってやまないところでもあります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、ご指摘をいただきましたその放送の効果によって来町する方、これについてはコロナの影響でほとんどは実現しなかった、そういった意味では効果がなかった部分もあるのではないかなというふうなお話をいただいたところです。おいでくださいというような内容の部分については、確かにそういったところもあるかというふうに思いますが、先日も全国放送で中尊寺が取り上げられたり、この放送なども通じて平泉町のよさを、そして10周年だということを周知することによって、コロナが落ち着いたら行ってみたいというふうに思った方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。ですので、町全体として、このアフターコロナに向かってそういった受入れ体制をしっかりと取っていく、こういったものにつなげていければなというふうに思っておりますし、今回のこの事業については、もう一つやはり目的があるのかなというふうに思っております。

世界遺産登録は、平泉町の確かに世界遺産は所在はしてありますけれども、これについては、やはり県全体で世界遺産の効果を、恩恵といいますか、世界遺産を有効に活用しながら、地域の活性化を図っていくというふうな大きな目的があります。そういった意味では、岩手県においても条例などを制定いただいて、平泉の世界遺産の登録を契機に地域経済、そして活性化をしていこうというふうな運動、そして活動になっているわけですので、機運醸成というタイトルもついております。岩手県民がしっかりと世界遺産登録10周年だということを再認識をする中で、アフターコロナを見据えて県全体、そして東北へ波及していく、特に沿岸ということになると思いますが、そういった意味では、放送の効果もあったのではないかなというふうに考えているところでございます。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

水道事業の広域化というご質問がございまして、今、水道事業は県を中心に広域化・共同化という計画をつくるということで動いております。これ、上水道だけではなくて下水道もなのですが、その中で、地域ごと、エリアごとに例えば広域化とか共同化できることはないかとか、もしくは県全体で項目ごと、同じような会計ソフトを使ってやればもっと効率的になるのではないかとか、そういうことを今、いろいろと実験というか、実際に担当同士のレベルで集まってお話し合いをして、どんなことがあるかということではいろんな項目を出し合って、その中から何個か県のほうで実際、そういうシミュレーションとかやってみようということをしておる段階でございまして。それ、計画をつくったからすぐということではなくて、特に水道であれば例えば水をほかからもらってくるとすれば、今まで平泉では末端だった細い管のほうが太くしなきゃ駄目だとか、そういういろんな問題が出てきますので、単純にはいかないのでもございますけれども、できることから、どういうことからできるかということを検討している段階です。

国のほうでも人口減少とかそういうことを考えて、そういう効率的にできないかということで広域化・共同化という計画を策定するような形で今、法整備がなって、県がそれによって動いているというところで、各事業体のほうはそれにのっかってどんなことがあるかと今、検討をしている段階でございまして。一部、花巻市さん辺りではもう水道事業が企業体みたいな形で運営しているところもございまして、やり方はあと各自治体まちまちということではございまして、いずれそういうことでの今、検討はしておりますし、参加もしておるといふ状況でございまして。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

大変、ご答弁ありがとうございました。

いずれ今回のこの決算審査特別委員会にあっては、私の感覚ですが、質問に対しての答弁はしていただいているようですが、訂正があったりするものが若干多かったのではないかとおもうように思っていますので、ひとつ新しい課長さんたちもおられますから、それはそのとおりだと思いますが、いずれ気づいた点を話して終わります。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

ほかにはございせんか。

（「なし」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

なしという声がありましたので、それではこれで総括質疑を終了いたします。

それでは、これから採決いたします。

この採決は1件ごとに起立によって行います。

認定第1号、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された全ての審査が終了しました。

お諮りします。

本委員会の審査報告書を議長に提出するに当たり、意見を付すことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

よって、審査報告に意見を付すことに決定しました。

お諮りします。

審査報告に付する意見は起草委員会によって作成し、起草委員会委員は委員長が指名することにしりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

起草委員には、5番、阿部圭二委員、11番、升沢博子委員を指名します。また、この委員には委員長、副委員長も加わります。

起草委員会を正副議長室で開きますので、ご参集願います。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時26分

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、おそろいなので再開いたします。

意見書ができましたので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（村上可奈子君）

意見書を朗読いたします。

審査意見。

1、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

2、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じてさらなる町民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

3、町税における不納欠損額及び収入未済額は、財政運営上極めて大きな問題であり、より一

層の収納率の向上に努められたい。

4、基幹産業である農業に対し、農業従事者の意向を反映した投資効果のある政策を実施されたい。

5、学校教育のICT化が進む中で、地域における子育て環境、心の教育にも十分に配慮されたい。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

それでは、お諮りします。

意見書はただいま朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書はただいま朗読したとおりに決定しました。

本委員会に付託された認定案件7件は、ただいまの意見を付して認定すべきものに決定したことを、会議規則第76条の規定により議長に報告します。

決算審査特別委員長（佐藤孝悟君）

以上で、本委員会に付託された全ての議案が議了しました。

閉会の宣言をします。

各委員の活発な審査と議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

決算審査特別委員長 佐藤孝悟